

第2期国頭村 子ども・子育て支援事業計画

【案】

国 頭 村

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	4
4 計画の対象	4
5 計画の策定体制と策定の経緯	5
第2章 国頭村の現状と課題	6
1 国頭村の概況	6
2 人口統計資料	7
3 教育や保育環境の状況	21
4 「国頭村子ども・子育て支援事業計画」の取組状況	26
5 ニーズ調査の分析	28
第3章 計画の基本的な考え方	32
1 基本理念	32
2 計画策定における基本的な視点	33
3 計画の基本目標	34
第4章 施策の展開に向けて	36
1 計画の推進体制	36
2 住民参加と情報発信	36
3 施策の体系図	37
4 施策の展開	38
第5章 本計画の達成状況の点検及び評価	56

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

我が国においては、少子化の進行が続いており、今後、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。一方、ライフスタイルや価値観の多様化、社会経済情勢や就労環境の変化等、少子化が進行している要因はさまざまであり、核家族化や地域での人間関係の希薄化などによって、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。また、核家族化の進行、社会環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中、国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成させる環境を整備するため、平成15（2003）年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。そして、平成24（2012）年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定され、これらに基づく「子ども・子育て支援新制度」を平成27（2015）年度から実施し、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、質の向上、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。さらに、「子ども・子育て関連3法」の一つである「子ども・子育て支援法」を平成28（2016）年4月、令和元（2019）年10月に改正し、子ども・子育て支援の提供体制の一層の充実を図っています。

その後、「子育て安心プラン」や「新・放課後子ども総合プラン」の策定、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」の施行等が行われ、待機児童の解消に向けた保育人材確保のための総合的な対策や、3歳児から5歳児までの幼児教育・保育の無償化といった施策を進めています。

国頭村（以下「本村」という。）においては、平成21（2009）年度に策定した「国頭村次世代育成支援行動計画（後期計画）」の方向性を継承しながら、「子ども子育て支援法」の趣旨を踏まえた「国頭村子ども・子育て支援事業計画」を平成26（2014）年度に策定し、子育て環境の計画的な整備に取り組んできました。

本村では、「国頭村子ども・子育て支援事業計画」が本年度で計画期間満了を迎えることから、これまでの取組の成果や課題の分析等を行った上で、本村の最上位計画である「第4次国頭村総合計画」等との整合を図りながら、子育て環境の整備などを着実に推進するため令和2（2020）年度を初年度とする「第2期国頭村子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

【「子ども・子育て支援法」から抜粋】

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

具体的な計画策定に当たっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえています。

また、本計画は、以下の内容を内包した本村の子育て支援に関する総合的な計画とします。

○次世代育成支援行動計画

国の「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画を内包する計画として策定

○母子保健計画

厚生労働省通知に基づく「母子保健計画」の趣旨を盛り込んだ計画として策定

○子どもの貧困対策

国の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「子どもの貧困対策に関する大綱」の制定を踏まえ、本村の子どもの貧困対策に関する趣旨を盛り込んだ計画として策定

○市町村幼児教育政策プログラム

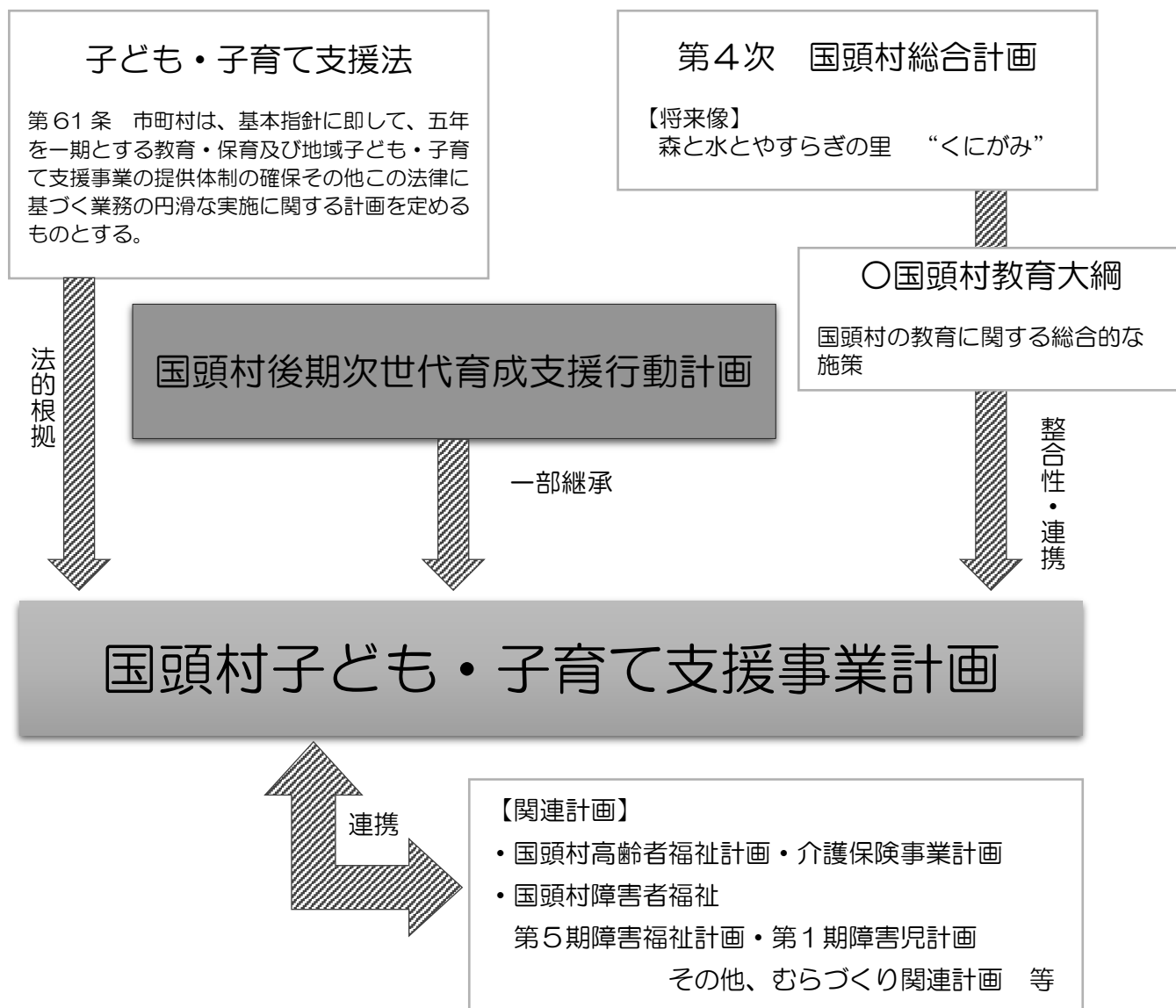
教育基本法、学校教育法等に基づき、幼児教育の方向性、幼児教育振興に向けた取組を盛り込んだ計画として策定

（２）他の計画との関係

本計画は、本村の最上位計画である「第４次国頭村総合計画」を上位計画とし、本村における児童福祉、母子保健・医療、教育関係などの子ども・子育てに関する諸施策を総合的に進めるための計画として位置づけられるものです。

また、「第４次国頭村総合計画」を始めとする関連個別計画との連携や整合をとった計画として策定するものです。

図表 総合計画等との関連性



3 計画の期間

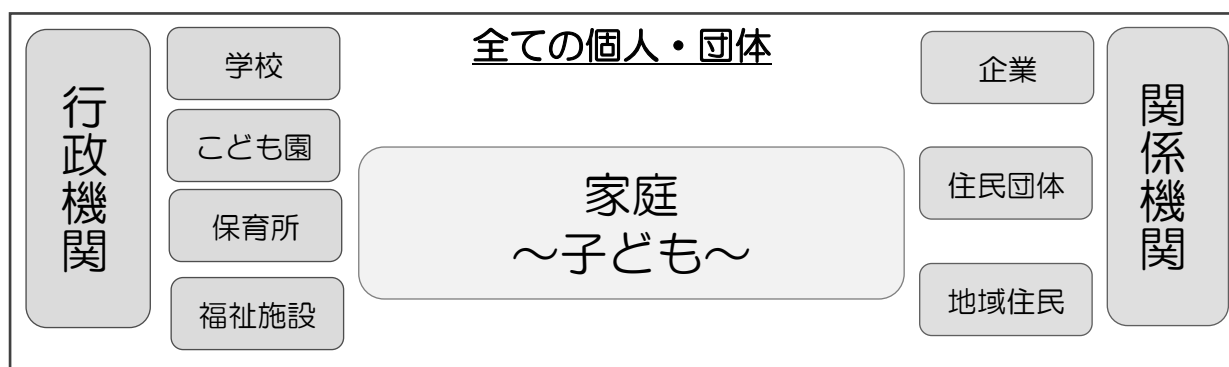
本計画は、「子ども・子育て支援法」において定められているとおり、5年を1期としており、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間を計画期間とするものです。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

(年度)									
H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
国頭村子ども・子育て支援事業計画									
					第2期国頭村子ども・子育て支援事業計画				

4 計画の対象

本計画の対象は、おおむね18歳未満の子どもとその家族を対象としていますが、次代の親づくりという視点から、一部の施策については、今後、親となる若い世代も対象としています。



5 計画の策定体制と策定の経緯

[アンケート調査の実施]

本計画の策定に当たり、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」などを把握するため、未就学児童の保護者及び就学児童の保護者に対し、「子育て支援ニーズ調査」を平成31（2019）年2月に実施しました。

[国頭村子ども・子育て会議の開催]

本計画の策定に当たっては、関係者及び村民の意見を広く聴取するため、地域の関係団体・機関や村民の代表等により構成される「国頭村子ども・子育て会議」を開催し、委員の皆様から本計画に係るご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

[パブリックコメントの実施]

本計画について、村民から幅広い意見を募集するため、計画案に対するパブリックコメントを実施し、村民の意見反映を行いました。

第2章 国頭村の現状と課題

1 国頭村の概況

本村は、沖縄本島最北端に位置しており、村面積 19,480ha と県内市町村の中で、竹富町（33,407ha）、石垣市（22,900ha）、名護市（21,090ha）、宮古島市（20,400ha）に次いで5番目に広大な面積を有する村で、沖縄県全体面積の約 8.5%を占めています。

東は太平洋、西は東シナ海に面します。南側は、標高 446m の伊湯岳を源流として西に流れる屋嘉比川、東に流れる高江川が大宜味村、東村との境界となっています。

中央部には、沖縄本島最高峰の与那覇岳（503m）をはじめ西銘岳（420m）、伊部岳（353m）など大小幾多の連山が起伏する本島背稜を形成しています。この緑豊かな山々を源とする多くの河川は、水清く豊富な水量を有し、本島の主要な水源地域となっています。

村土の約8割に及ぶ森林には、ノグチゲラ、ヤンバルクイナ、ヤンバルテナガコガネ等の多種多様な固有種・希少種が類いまれなる高い密度で生息・生育し、この「やんばるの森」を中心とする生物多様性豊かな地域は、やんばる国立公園に指定され、世界自然遺産候補地にもなっており、本村のみならず沖縄県、日本ひいては世界の貴重な財産といえます。また、本村は、緑豊かな山林を有するとともに、沖縄本島最北端の辺戸岬方面から西海岸にかけて、沖縄海岸国定公園に指定されており、自然資源、自然景観に恵まれています。

2 人口統計資料

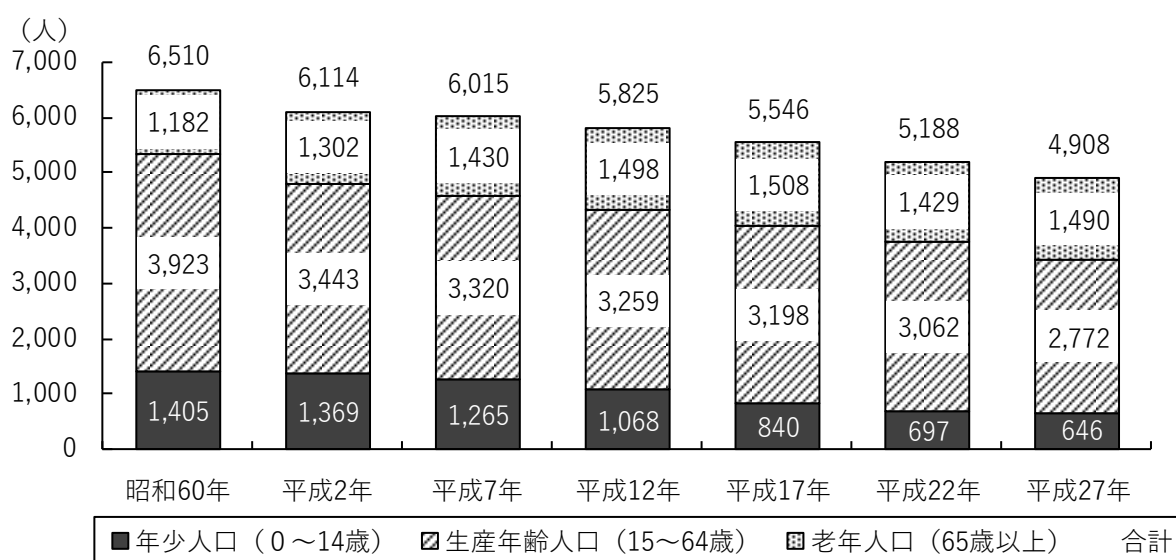
(1) 人口統計

①人口推移

国勢調査によれば、本村の人口は減少傾向にあります。特に、0歳から14歳までの年少人口は、昭和60年の1,405人に対し、平成27年は半数以下の646人となっています。また、15歳から64歳までの生産年齢人口についても、昭和60年には3,923人に対し、平成27年は2,772人と1,151人減少しています。

一方で、65歳以上の老年人口は増加傾向にあり、平成27年は1,490人と昭和60年よりも308人増加しています。

図表 国頭村の人口推移（昭和60年～平成27年）



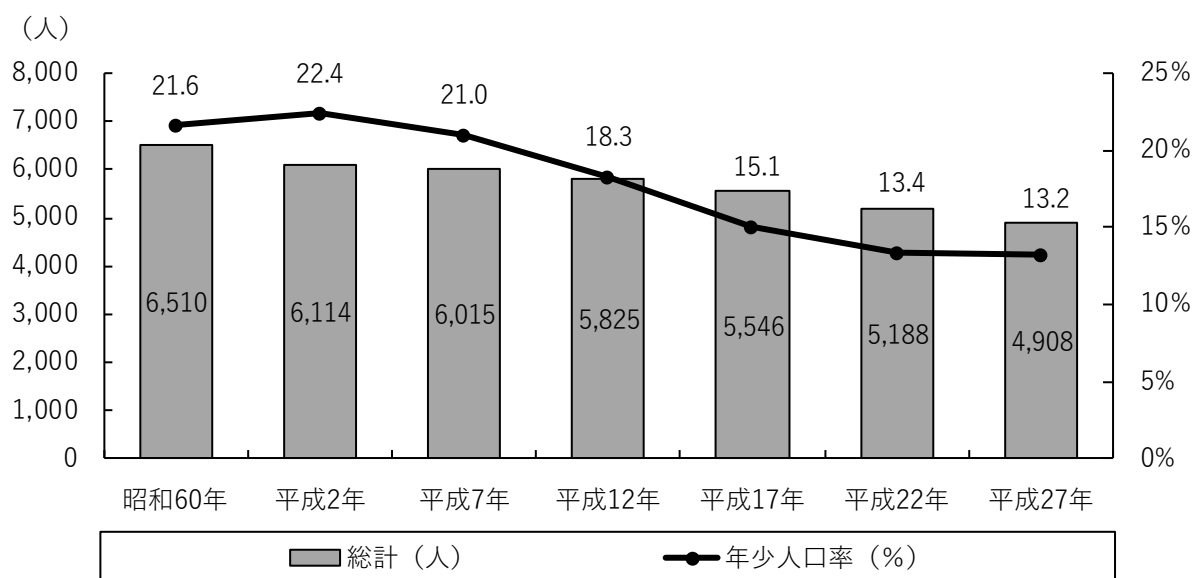
資料出所：国勢調査（昭和60年～平成27年）

②年少人口割合の推移

昭和 60 年から平成 27 年までの総人口に占める年少人口の割合をみると、低下傾向にあります。

平成 2 年の 22.4% をピークに、平成 27 年では 13.2% になっており、9.2 ポイント低下しています。

図表 年少人口割合の推移（昭和60年～平成27年）



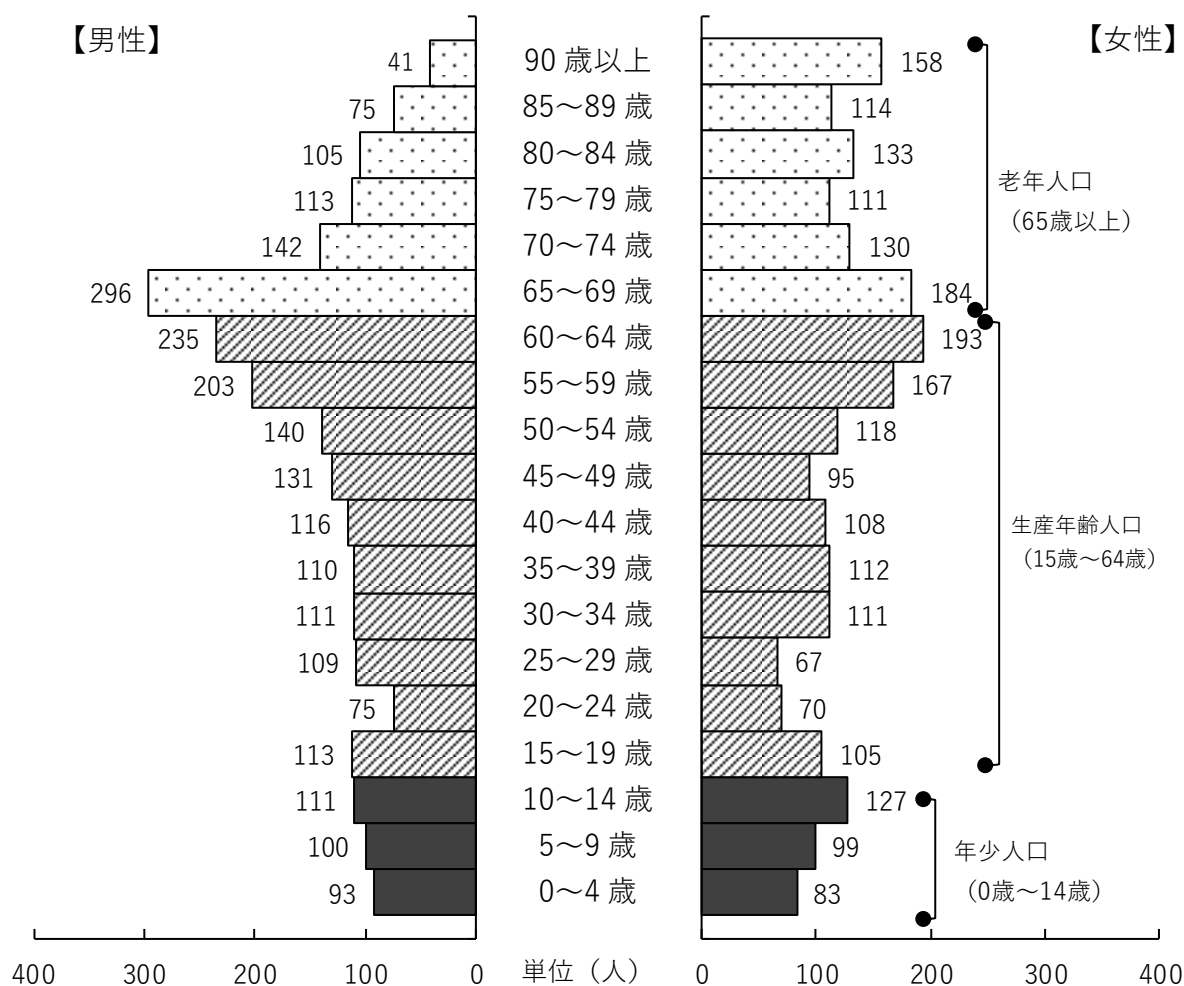
資料出所：国勢調査（昭和 60 年～平成 27 年）

③人口ピラミッド

本村の平成31年1月1日現在の人口を5歳階級別の人口ピラミッドで示すと、年少人口では男女共に大きな差はみられませんが、老年人口（特に80歳以上）では女性の方が多くなっています。

また、男女共に、55歳～69歳の人口が多くなっており、中高年齢層が厚い「つぼ型」の形をしています。

図表 国頭村の人口ピラミッド（平成31年1月1日現在）



資料出所：国頭村住民基本台帳（平成31年1月1日）

④児童の人口推移

平成26年から平成31年までの本村の児童人口推移をみると、就学前児童（0歳児～5歳児）は、ほぼ横ばいですが、小学校就学児童（6歳児～11歳児）は増減を繰り返しているものの減少傾向にあります。

図表 児童人口の推移（平成26年～平成31年）

【単位】人

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳児	36	37	35	36	28	34
1歳児	32	35	42	33	36	37
2歳児	39	33	37	39	36	36
3歳児	40	36	36	40	42	39
4歳児	33	40	33	37	40	38
5歳児	43	34	44	36	39	38
就学前児童合計	223	215	227	221	221	222
6歳児	40	42	35	46	36	40
7歳児	47	40	45	39	45	42
8歳児	56	49	40	45	38	43
9歳児	42	59	48	43	43	48
10歳児	46	44	60	49	43	49
11歳児	45	47	45	59	48	50
小学校就学児童合計	276	281	273	281	253	272

資料出所：住民基本台帳人口（毎年3月末現在）

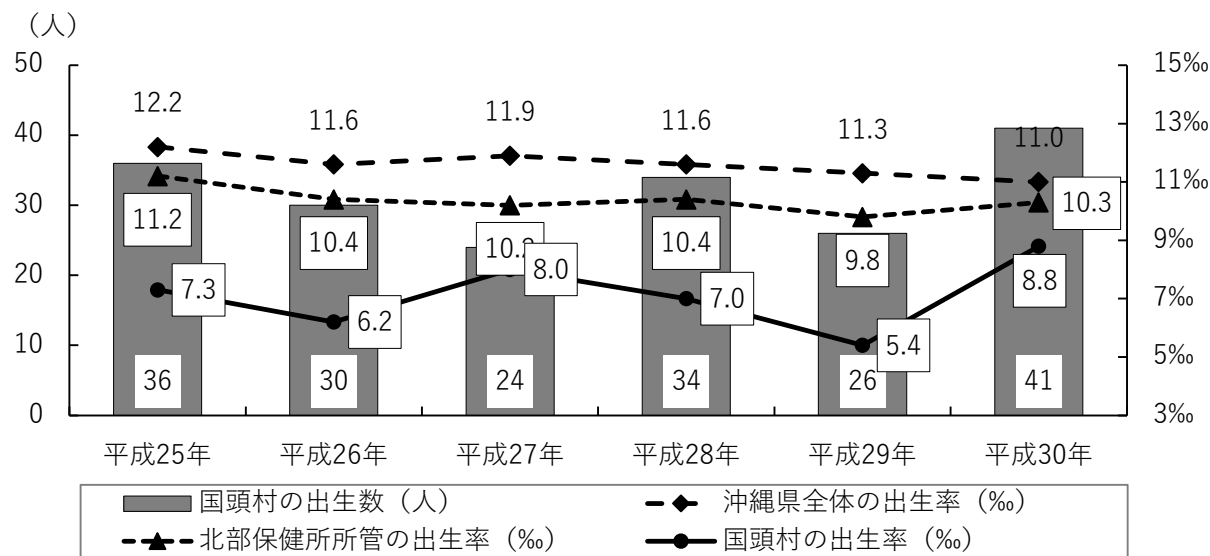
(2) 人口の増減

①出生率

平成 25 年から平成 30 年までの本村の出生数と出生率は、各年でバラつきがあります。

出生率に着目すると、本村では平成 26 年から平成 27 年にかけて出生率が増加しているものの、その後減少に転じていましたが、平成 30 年には再び増加しています。また、常に、沖縄県の平均値や北部福祉保健所管轄の平均値よりも下回っています。

図表 出生数と出生率の推移（平成25年～平成30年）



資料出所：沖縄県人口動態統計(確定数)の概況

※) 出生率：一定期間の出生数の人口に対する割合であり、人口 1,000 人当たりの年間の出生児数の割合で定義されます。

②合計特殊出生率

女性一人が生涯に産む子どもの推計人数を示す合計特殊出生率の平成 25 年から平成 30 年までの推移をみると、本村では沖縄県よりも低い数値となっています。

図表 合計特殊出生率の推移（平成25年～平成30年）

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
沖縄県	1.94	1.86	1.96	1.95	1.94	1.89
国頭村	1.61	1.33	1.90	1.65	1.31	2.19

資料出所：沖縄県人口動態統計(確定数)の概況

③自然動態と社会動態

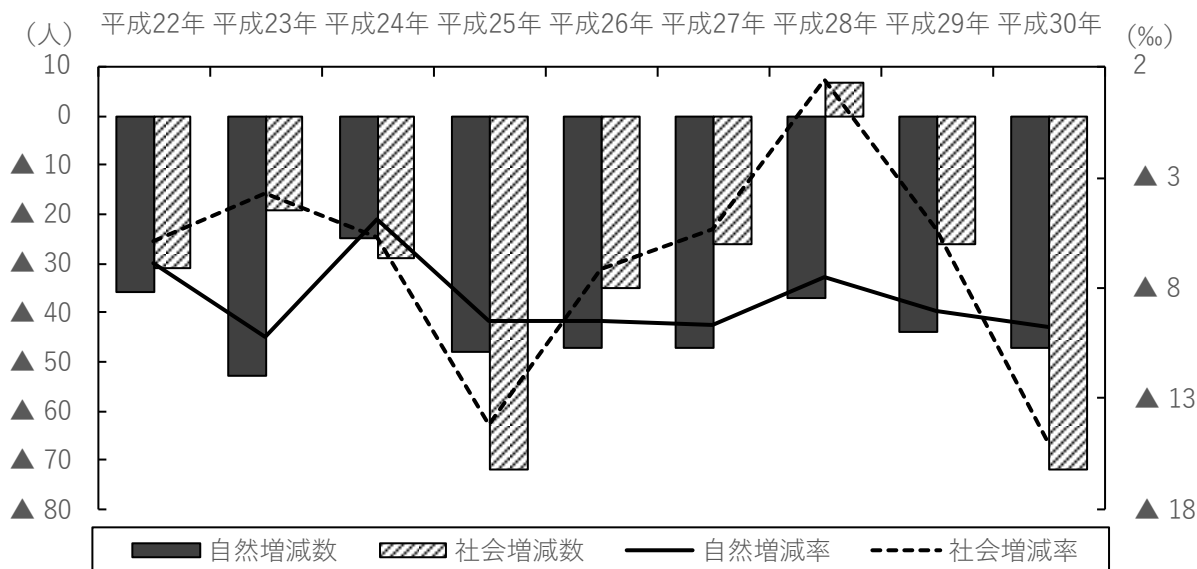
平成 22 年から平成 30 年までの本村の自然動態をみると、平成 30 年の自然増減数は－47 人となっており、自然増減率についても－9.8‰になっています。

社会動態をみると、平成 28 年にプラスに転じていますが、その後、平成 30 年には、－72 人となっており、社会増減率についても－15.0‰になっています。

図表 国頭村の自然動態と社会動態（平成22年～平成30年）（▲はマイナスを表しています）

【単位】人、‰

	自然動態				社会動態			
	出生数	死亡数	増減数	割合	転入数	転出数	増減数	割合
平成 22 年	38	74	▲36	▲6.9	237	268	▲31	▲5.9
平成 23 年	38	91	▲53	▲10.2	264	283	▲19	▲3.7
平成 24 年	39	64	▲25	▲4.9	249	278	▲29	▲5.7
平成 25 年	39	87	▲48	▲9.5	193	265	▲72	▲14.2
平成 26 年	27	74	▲47	▲9.5	237	272	▲35	▲7.1
平成 27 年	39	86	▲47	▲9.7	218	244	▲26	▲5.3
平成 28 年	43	80	▲37	▲7.5	231	224	7	1.4
平成 29 年	24	68	▲44	▲9.0	261	287	▲26	▲5.3
平成 30 年	38	85	▲47	▲9.8	228	300	▲72	▲15.0



資料出所：沖縄県人口移動報告年報

- ※）自然動態：一定期間における出生・死亡に伴う人口の動き。
 社会動態：一定期間における転入・転出に伴う人口の動き。
 自然増減数：出生数－死亡数
 自然増減率(‰)：1年間の自然増減数／10月1日現在人口×1000
 社会増減数：転入数－転出数
 社会増減率(‰)：1年間の社会増減数／10月1日現在人口×1000

(3) 人口推計

①人口推計値の推移

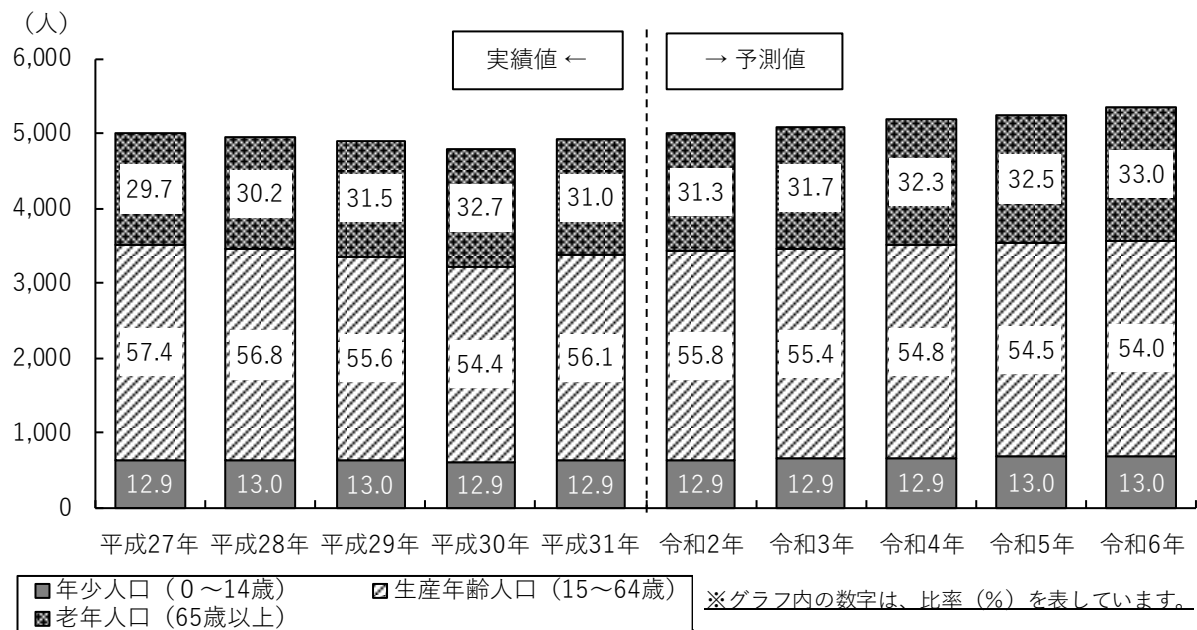
令和2年から令和6年までの総人口の推計値は増加傾向にあります。

年少人口、生産年齢人口、老年人口の平成27年の実績値と、令和6年の予測値の構成比では、年少人口が0.1ポイントの上昇、生産年齢人口が3.4%の低下、老年人口が3.3ポイントの上昇となっています。

図表 人口推計の推移（平成27年～令和6年）

【単位】人

	実績値					予測値				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
年少人口	647	646	638	619	637	646	656	670	682	693
生産年齢人口	2,875	2,813	2,732	2,610	2,758	2,794	2,821	2,842	2,863	2,890
老年人口	1,488	1,496	1,548	1,569	1,525	1,568	1,613	1,676	1,708	1,764
合計	5,010	4,955	4,918	4,798	4,920	5,008	5,090	5,188	5,253	5,347



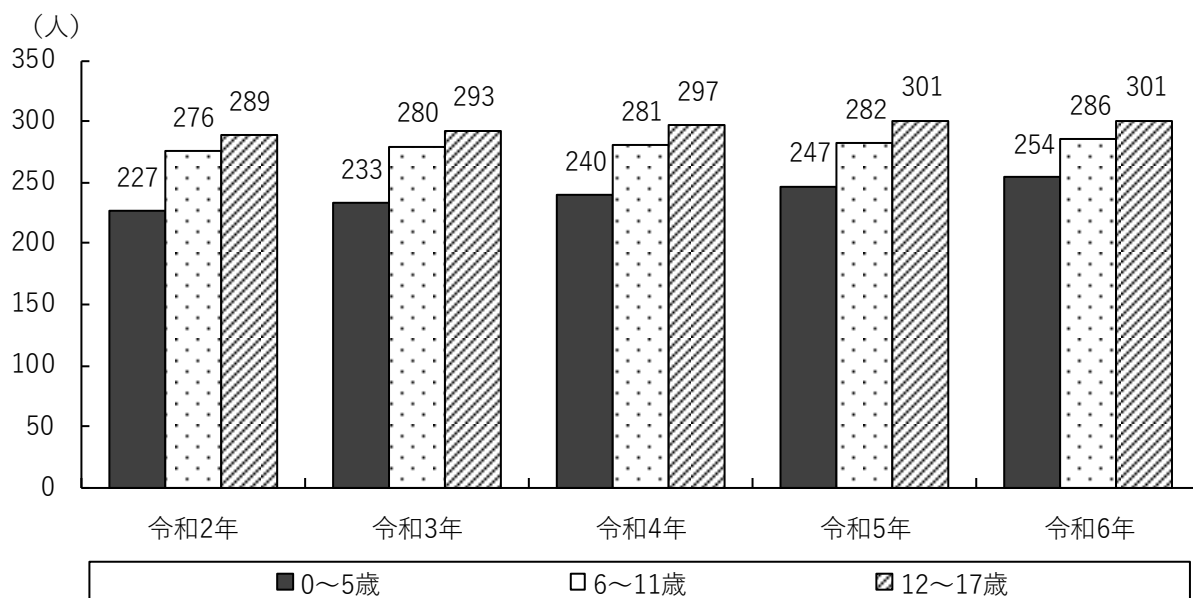
資料出所：住民基本台帳より推計（平成27年～平成31年の場合は3月末現在の実績値）

※）人口推計は、各年3月の住民基本台帳人口よりコーホート変化率法により推計したものである。

②児童生徒人口推計値の推移

令和2年から令和6年まで、0歳から5歳（小学校未就学児）、6歳から11歳（小学生）、12歳から17歳（中学・高校生）までの人口推計をみると、12歳から17歳までの人口が最も高くなっています。

図表 児童生徒人口推計の推移（令和2年～令和6年）



資料出所：住民基本台帳人口より推計

(4) 世帯

本村の平成27年における一般世帯数は、2,058世帯となっており、平成17年より約80世帯減少しており、平成2年とほぼ同程度の世帯数となっています。

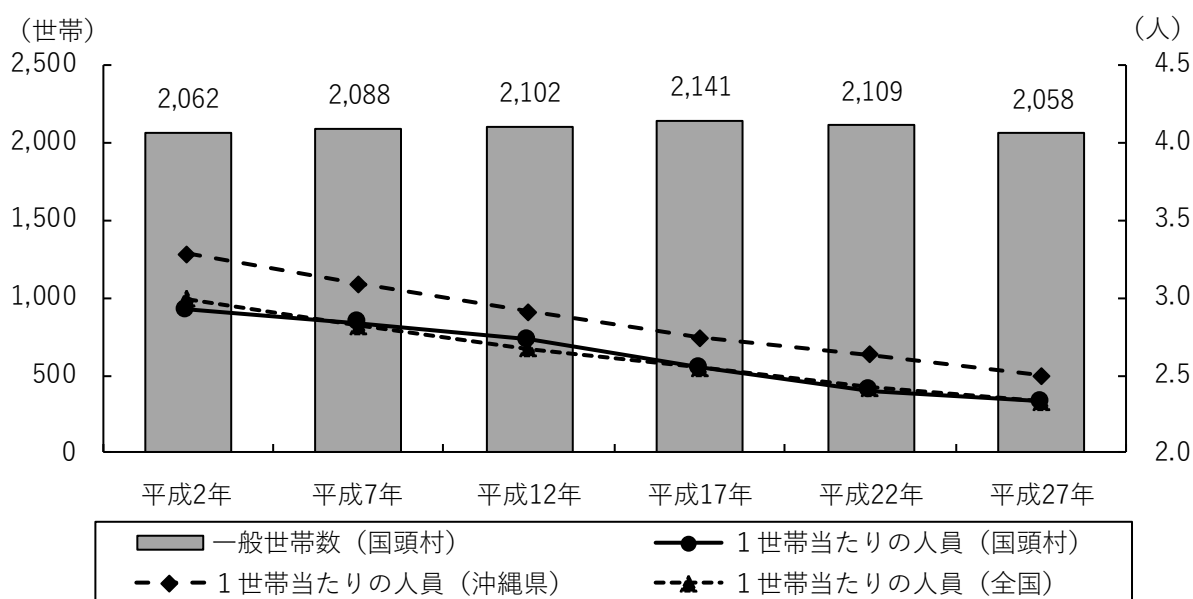
また、1世帯当たりの人員においては、平成2年が2.92人なのに対し、平成27年は2.33人と減少傾向にあります。

さらに、本村の1世帯当たりの人員は、沖縄県と比べてやや少なくなっていますが、全国とはほぼ同程度となっています。

図表 一般世帯数と1世帯当たりの人員の推移（平成2年～平成27年）

【単位】世帯、人

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数（国頭村）	2,062	2,088	2,102	2,141	2,109	2,058
1世帯当たりの人員（国頭村）	2.92	2.84	2.73	2.55	2.40	2.33
1世帯当たりの人員（沖縄県）	3.28	3.09	2.91	2.74	2.63	2.50
1世帯当たりの人員（全国）	2.99	2.82	2.67	2.55	2.42	2.33



資料出所：国勢調査（平成2年～平成27年）

(5) 配偶関係

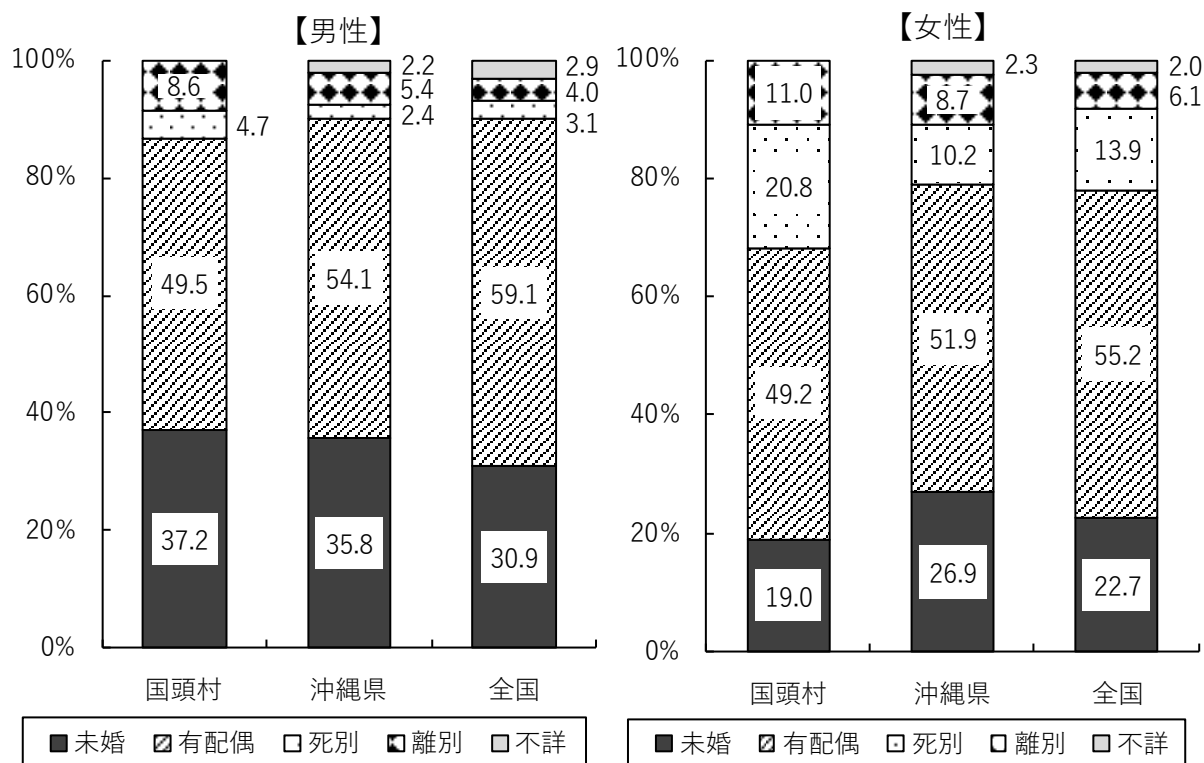
平成27年の配偶状態では、本村の男性は全国や沖縄県と比べて、未婚状態の割合が高く、有配偶状態の割合が低くなっています。

一方、女性では全国や沖縄県と比べて未婚状態の割合が低く、死別の割合が高くなっています。

図表 配偶状態（平成27年）

【単位】%

	男性			女性		
	国頭村	沖縄県	全国	国頭村	沖縄県	全国
未婚	37.2	35.8	30.9	19.0	26.9	22.7
有配偶	49.5	54.1	59.1	49.2	51.9	55.2
死別	4.7	2.4	3.1	20.8	10.2	13.9
離別	8.6	5.4	4.0	11.0	8.7	6.1
不詳	0.0	2.2	2.9	0.0	2.3	2.0



資料出所：国勢調査（平成27年）

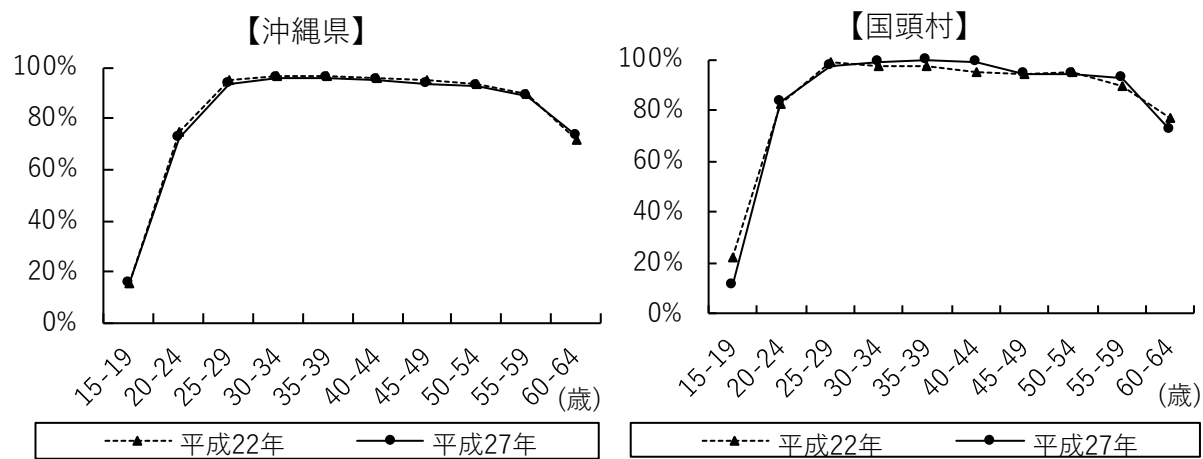
(6) 労働関係

①年齢階級別労働力率

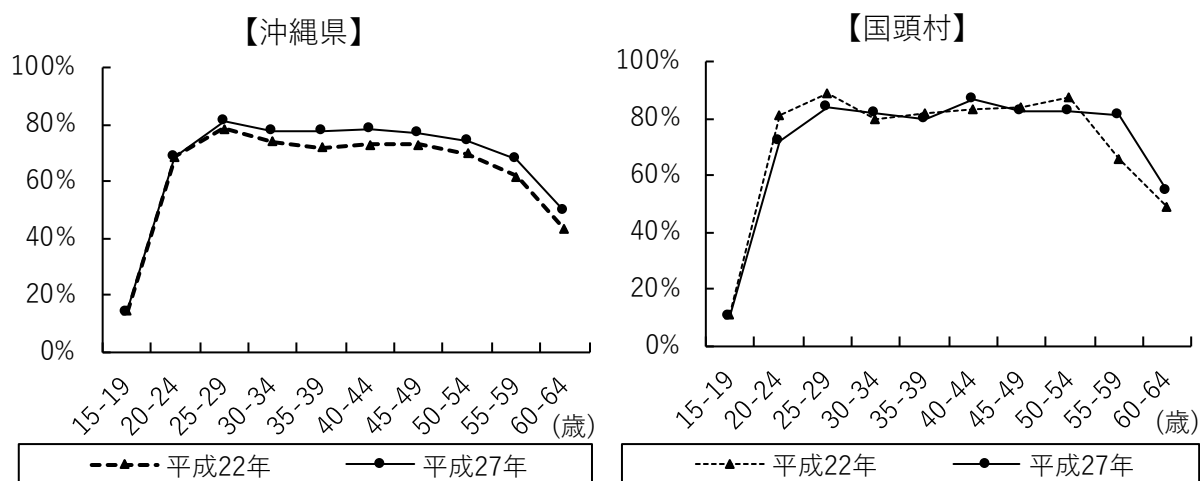
生産年齢の年齢階級別労働力率では、男女で異なった形状をしており、男性が逆 U 字型であるのに対し、女性ではM字型といわれてきました。本村の平成22年と平成27年の2時点で見ると、本村の女性の労働力率は緩やかなM字型からほぼ平坦な形に変わってきています。

さらに、本村の女性の25歳～59歳の労働力率はどの年代も80%を超えており、保育を必要とする子どものニーズは継続するものと考えられます。

図表 平成22年と平成27年の年齢階級別労働力率（男性）



図表 平成22年と平成27年の年齢階級別労働力率（女性）



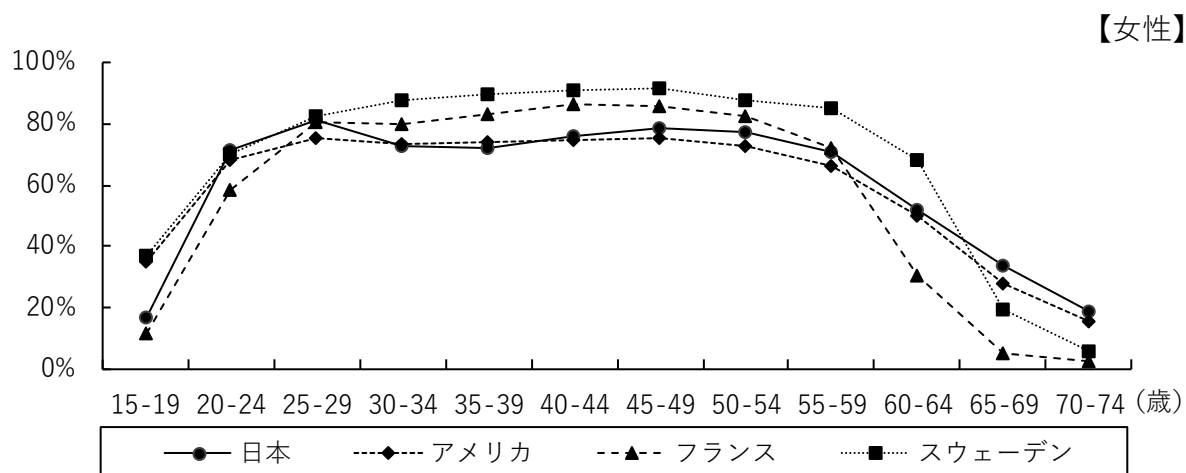
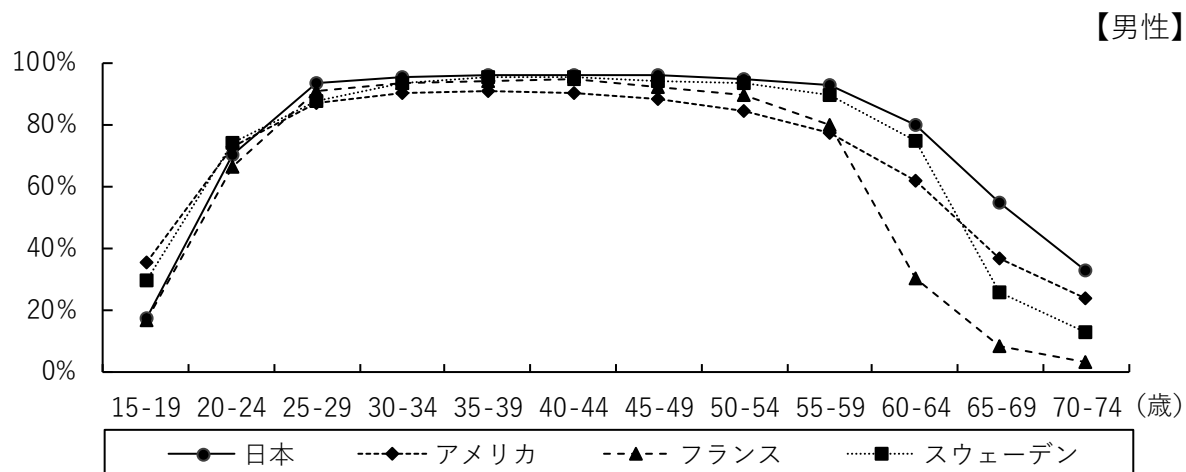
資料出所：国勢調査（平成22年・平成27年）

②諸外国（先進国）における労働力率

アメリカ、フランス、スウェーデンなどの先進国と日本の年齢階級別労働力を比べると、男性の形状はほぼ同じ逆U字型となっています。

一方、女性をみると、他の国と比べて緩やかではありますが、異なった形状をしています。日本は、他の国と比べて結婚や出産によって「働くことの意欲」が失われる傾向があると考えられます。

図表 先進国の年齢階層別労働力率



資料出所：独立行政法人 労働政策研修・研修機構（国際労働比率 2016）

③産業構造

平成 27 年の産業構造では、本村の男性は「農業、林業」が 21.0%と最も高く、次いで以下、「建設業」が 18.1%、「宿泊業、飲食サービス業」が 10.7%となっています。また、本村の「農業、林業」、「建設業」、「宿泊業、飲食サービス業」は、沖縄県・全国よりも高くなっています。

一方、女性においては、「医療、福祉」が 23.4%と最も高く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」が 21.8%、「卸売業、小売業」が 13.1%となっています。また、本村の「医療、福祉」「宿泊業、飲食サービス業」は、沖縄県・全国よりも高くなっています。

図表 産業構造（平成27年）

【単位】%

	男性			女性		
	国頭村	沖縄県	全 国	国頭村	沖縄県	全 国
農業、林業	21.0	5.5	3.7	10.0	2.4	3.2
漁業	4.0	0.7	0.4	0.3	0.1	0.1
鉱業、採石業、砂利採取業	0.7	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
建設業	18.1	14.2	11.0	3.1	2.4	2.7
製造業	3.6	5.4	20.0	3.1	4.3	11.4
電気・ガス・熱供給・水道業	0.2	0.8	0.7	0.2	0.2	0.2
情報通信業	0.2	2.7	3.7	0.4	1.7	1.7
運輸業、郵便業	2.5	6.5	7.4	0.4	1.5	2.3
卸売業、小売業	6.8	11.8	13.0	13.1	16.5	18.2
金融業、保険業	0.2	1.4	1.9	0.4	2.4	3.1
不動産業、物品賃貸業	0.3	2.4	2.2	0.1	1.7	1.8
学術研究、専門・技術サービス業	1.5	3.5	3.8	0.9	2.1	2.5
宿泊業、飲食サービス業	10.7	5.9	3.7	21.8	10.1	7.8
生活関連サービス業、娯楽業	2.2	3.1	2.5	4.1	4.8	4.8
教育、学習支援業	3.0	4.0	3.5	5.7	7.0	5.9
医療、福祉	4.9	7.0	5.1	23.4	22.4	20.6
複合サービス事業	2.7	1.0	0.9	2.6	0.7	0.7
サービス業（他に分類されないもの）	7.8	8.4	6.5	5.9	8.0	5.3
公務（他に分類されるものを除く）	9.3	7.3	4.4	4.3	3.7	2.2
分類不能の産業	0.2	8.4	5.4	0.2	7.9	5.3

資料出所：国勢調査（平成 27 年）

④従業上の地位

平成 27 年の従業上の地位では、本村の男性は、「正規の職員・従業員」が 48.1%と最も高く、次いで「家族従業者」が 21.3%、「パート・アルバイト・その他」が 20.2%となっています。

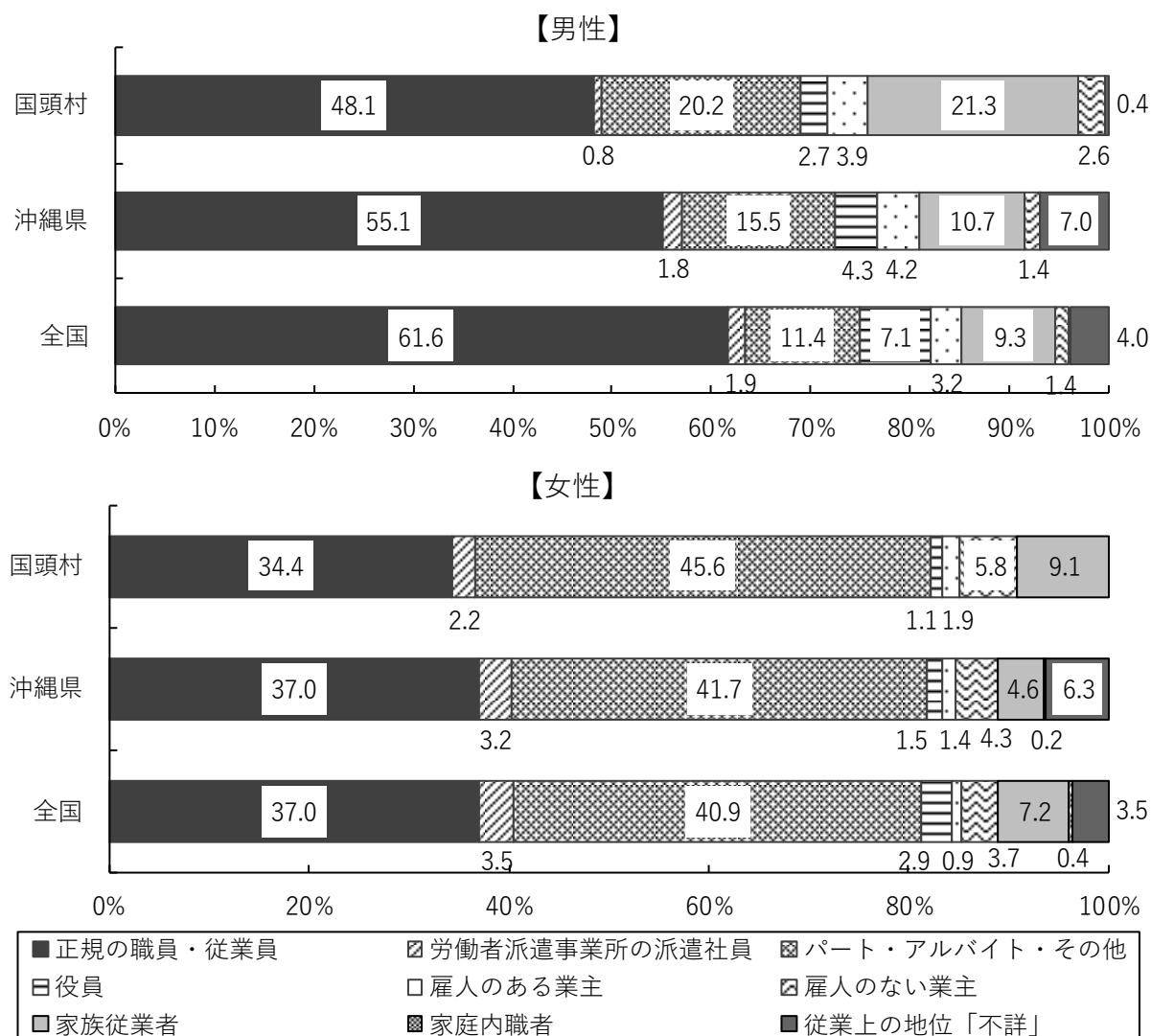
沖縄県や全国と比べると、「正規の職員・従業員」は、全国の 61.6%、沖縄県の 55.1%よりも低くなっています。さらに、「パート・アルバイト・その他」は、全国の 11.4%、沖縄県の 15.5%と比べると高くなっています。

一方、女性では、「パート・アルバイト・その他」が 45.6%と最も高く、次いで「正規の職員・従業員」が 34.4%となっています。

沖縄県や全国と比べると、「パート・アルバイト・その他」は、全国の 40.9%、沖縄県の 41.7%よりも高くなっています。さらに、「正規の職員・従業員」は、全国の 37.0%、沖縄県の 37.0%と比べると低くなっています。

また、男性と女性を比べると、本村・沖縄県・全国共に、「正規の職員・従業員」は男性が高く、「パート・アルバイト・その他」は女性が高くなっています。

図表 従業上の地位（平成27年）



資料出所：国勢調査（平成 27 年）

3 教育や保育環境の状況

(1) 保育所の状況

本村には、へき地保育所が1か所あり、平成31年4月1日現在の入所人数は、14人となっています。また、通常保育外サービスについては、くにながみこども園で実施しています。

図表 公立保育所の状況（平成31年4月1日現在）

【単位】人、か所

保育所名	定員	受入れ	通常保育外サービス			
			延長保育	一時保育	障がい児保育	支援センター
楚洲へき地保育所	30	14	×	×	○	×
合計	30	14	—	—	1	—

資料出所：国頭村教育委員会

(2) こども園の状況

本村には、平成31年1月7日開園の幼保連携型認定こども園が1か所あり、通常保育外サービスを実施しています。

図表 公立幼保連携型認定こども園の状況（平成31年4月1日現在）

【単位】人、か所

保育所名	定員	受入れ	通常保育外サービス			
			延長保育	一時保育	障がい児保育	支援センター
くにながみこども園	194	174	○	○（幼稚園型）	○	○
合計	194	174	1	1	1	1

資料出所：国頭村教育委員会

（３）小中学校の状況

①小学校

本村には、７か所の公立小学校がありますが、北国小学校及び佐手小学校が令和元年より休校しています。令和元年５月１日現在の児童数は、２４０人となっています。

図表 公立小学校の状況（平成26年～令和元年）

【単位】人

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
北国小学校	6	4	1	5	5	
奥小学校	15	13	12	14	9	9
佐手小学校	10	12	11	8	5	
安田小学校	7	7	8	12	12	9
安波小学校	9	9	9	9	10	8
辺土名小学校	141	143	141	139	121	124
奥間小学校	94	93	90	90	94	90
合計	282	281	272	277	256	240

資料出所：国頭村教育委員会（各年５月１日現在）

②中学校

本村の公立中学校は、国頭中学校の１か所となっています。令和元年５月１日現在の生徒数は、１４３人となっています。

図表 公立中学校の状況（平成26年～令和元年）

【単位】人

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
国頭中学校	162	150	146	133	143	143

資料出所：国頭村教育委員会（各年５月１日現在）

(4) 母子保健事業

①乳幼児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

本村では引き続き、「こんにちは赤ちゃん事業」を行っています。対象者数は平均して 33 件程度となっています。

図表 こんにちは赤ちゃん事業の推移（平成25年度～平成30年度）

【単位】件

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
国頭村	36	26	37	36	25	40

資料出所：国頭村福祉課（平成 31 年 4 月 1 日現在）

②離乳食実習

本村では毎年離乳食実習を行っており、各年3回ずつ開催しています。

図表 離乳食実習実施状況（平成25年度～平成30年度）

【単位】回

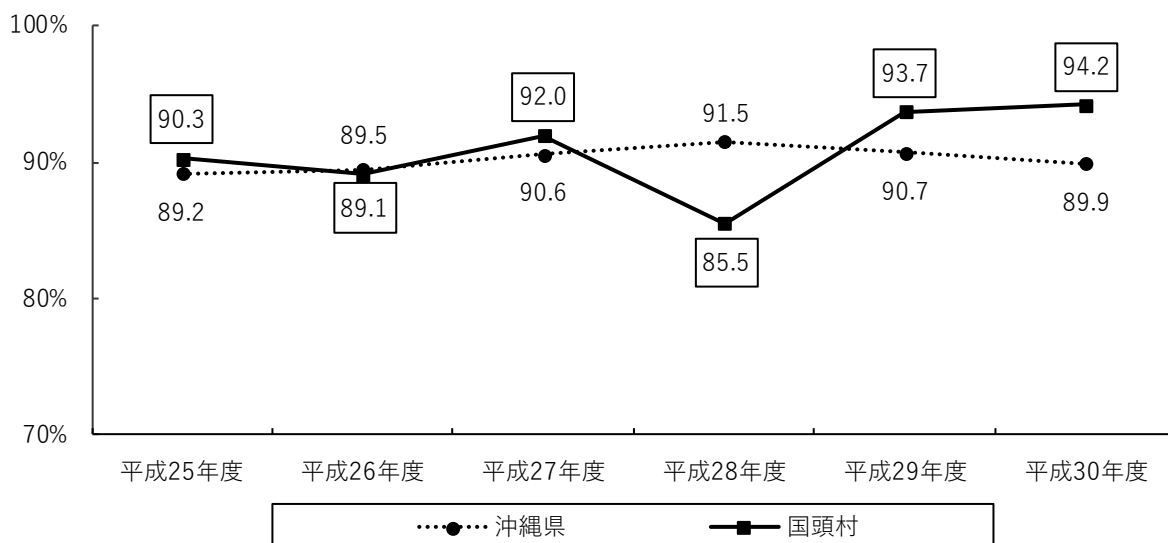
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
国頭村	3	3	3	3	3	3

資料出所：国頭村福祉課（平成 31 年 4 月 1 日現在）

③乳児一般健康診査

本村の乳児一般健康診査の受診率推移は、平成28年度までは県の平均を下回ることもありましたが、平成29年度からは上回っています。

図表 乳幼児一般健康診査受診率の推移（平成25年度～平成30年度）

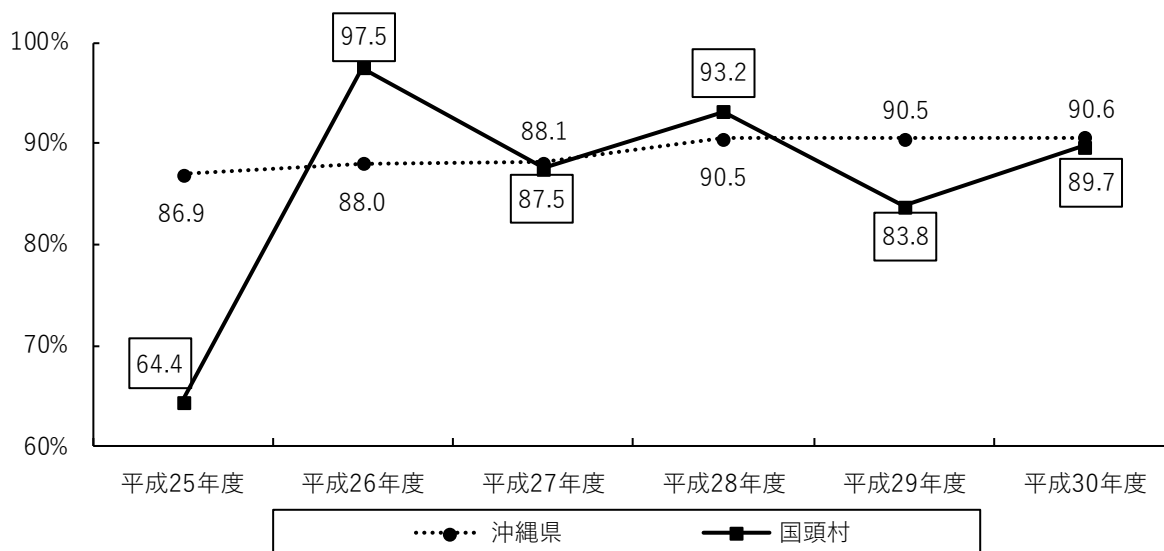


資料出所：平成 25～30 年度 乳幼児健康診査報告書

④ 1歳6か月健康診査

本村の1歳6か月健康診査の受診率の推移は、平成26年度の97.5%をピークに、平成26年度以降80%を超えており、平成30年度は89.7%となっています。

図表 1歳6か月健康診査の推移（平成25年度～平成30年度）

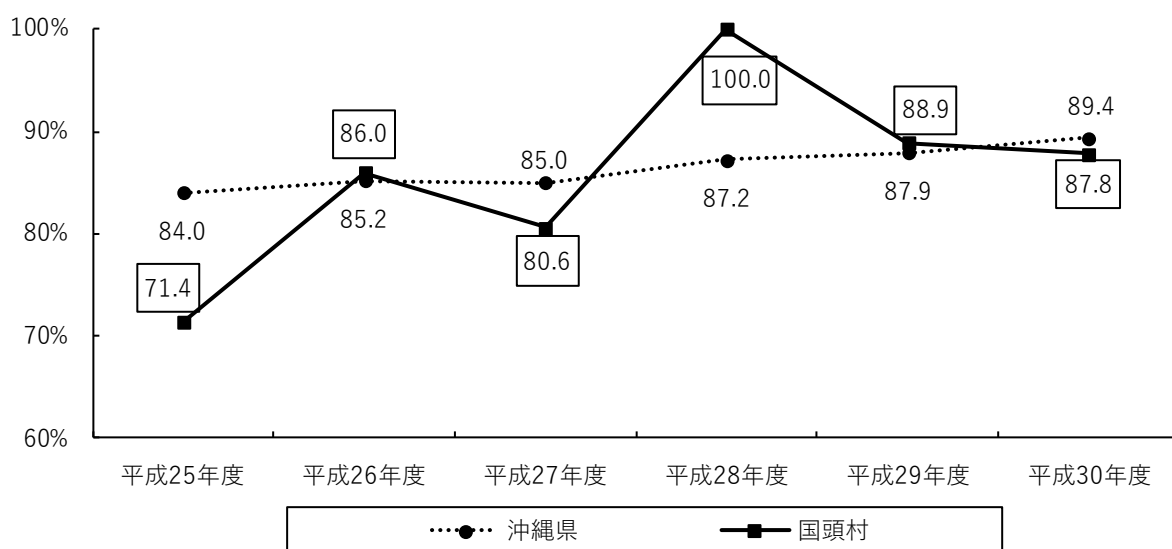


資料出所：平成25～30年度 乳幼児健康診査報告書

⑤ 3歳児健康診査

本村の3歳児健康診査の受診率の推移は、平成26年度以降は、平成28年度を除き80%台で推移しており、平成30年度は87.8%となっています。

図表 3歳児健康診査受診率の推移（平成25年度～平成30年度）



資料出所：平成25～30年度 乳幼児健康診査報告書

⑥歯科健康診査

本村では毎年歯科健康診査を行っており、平成26年度より各年4回ずつ実施しています。

図表 歯科健康診査の実施状況（平成25年度～平成30年度）

【単位】回

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
国頭村	3	4	4	4	4	4

資料出所：平成 25～30 年度 乳幼児健康診査報告書

4 「国頭村子ども・子育て支援事業計画」の取組状況

(1) 幼児期の学校教育・保育

「国頭村子ども・子育て支援事業計画」における幼児期の学校教育・保育の数値目標と実施状況は次のとおりです。

図表 幼児期の学校教育・保育（3歳以上の子ども）の目標と実績

【単位】人

			平成 31 年度	
			第 1 期計画目標	実績 (平成 31 年 4 月 1 日)
1 号認定	教育・保育施設	教育	9	6
2 号認定	教育・保育施設	保育	44	107
		教育	55	0

図表 幼児期の学校教育・保育（3歳未満の子ども）の目標と実績

【単位】人

			平成 31 年度	
			第 1 期計画目標	実績 (平成 31 年 4 月 1 日)
3 号認定	教育・保育施設	0 歳	18	16
		1・2 歳	46	59
	地域型施設	0 歳	6	0
		1・2 歳	5	0

(2) 地域子ども・子育て支援事業

「国頭村子ども・子育て支援事業計画」における地域子ども・子育て支援事業の数値目標と実施状況は次のとおりです。

図表 地域子ども・子育て支援事業の目標と実績

【単位】人、人回、件、人日、か所

		平成 30 年度	
		第 1 期計画目標	実績 (平成 30 年度)
延長保育事業		162	55
妊婦健康診査		462	352
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）		35	40
養育支援訪問事業		250	0
一時預かり事業（幼稚園における預かり保育事業）		15,730	699
一時預かり事業 （その他）	保育所	0	0
	ファミリー・サポート・センター	2,242	0
ファミリー・サポート・センター事業		165	125
病児・病後児保育事業		301	0
地域子育て支援拠点 事業	利用者数	66	2,248
	施設数	1	1
放課後児童クラブ（学童保育）		40	40

5 ニーズ調査の分析

(1) 調査概要

①調査目的

「国頭村子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて、村民の皆様の子育て環境や教育、保育の利用状況並びに今後の利用希望などを把握し、子ども・子育て支援施策の検討に活用することを目的とします。

②実施期間

平成31年2月

③調査対象

◇就学前児童家庭：就学前の全ての児童

◇小学生児童家庭：村内7小学校の全ての児童

④回収率

回収率は、就学前児童家庭が60.8%、小学生児童家庭が77.2%となっています。

	配布数	有効回収数	回収率
就学前児童家庭	222	135	60.8%
小学生児童家庭	254	196	77.2%

※図表中の「N」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています

(2) 集計結果の概要

住居や家族について

◇「お子さんの子育てを主に行っているのはどなたか」の質問に対し、就学前児童、小学生児童共に「父母ともに」の割合が最も高く、次いで「主に母親」の割合が高くなっています。

◇就学前児童の子育てに関して、気軽に相談できる人については、「祖父母等の親族」の92.3%が最も高く、次いで「友人や知人」の割合が高くなっています。

保護者の就労状況について

◇就学前児童及び小学生児童の母親の就労状況について、いずれも「フルタイム」の割合が最も高くなっています。また、短時間勤務者のフルタイムへの転換希望については、いずれも「パート・アルバイト等を継続希望」の割合が最も高くなっています。

◇就学前児童及び小学生児童の父親の就労状況については、いずれも「フルタイム」が最も高くなっています。

就学前児童の平日の教育・保育サービスの利用状況について

◇就学前児童が利用している平日の教育・保育サービスについては、「くにがみこども園」の90.9%が最も高く、次いで「楚洲へき地保育所」の9.1%が高くなっています。

施策：村全域の教育・保育の量の見込と確保内容 P.40

地域子育て支援拠点事業 P.50

就学前児童の土曜・日曜の教育・保育サービスの利用希望について

◇土曜日の定期的な教育・保育サービスの利用希望について、「月に1～2回は利用したい」の37.8%が最も高くなっていますが、一方で、「利用する必要はない」も34.1%と高くなっています。

◇日曜日の定期的な教育・保育サービスの利用希望について、「利用する必要はない」の68.1%が最も高くなっていますが、一方で、「月に1～2回は利用したい」も25.9%と高くなっています。

施策：ファミリー・サポート・センター事業 P.49

就学前児童の病気の際の対応について

◇この１年間で子どもが病気やケガでサービスが受けられなかったものは 70.9%あり、その際の対処方法で最も多かったのは「母親が休んだ（83.3%）」となっております。

また、病児・病後児のための保育施設を利用したいと回答した者は 32.3%となっております。

施策：ファミリー・サポート・センター事業 P.49

宿泊を伴う保育事業や不定期の教育・保育事業等の利用について

◇この１年間に、保護者の用事により、お子さんをどなたかにみてもらわなければならなかった割合は就学前児童が 34.8%、小学生児童が 14.3%となっており、その対処法については就学前児童、小学生児童共に「（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」が最も高くなっています。

◇不定期サービスの利用希望について、「利用したい」は就学前児童が 60.0%、小学生児童が 14.8%となっており、その理由としては、就学前児童、小学生児童いずれも「私用、リフレッシュ目的」が最も高くなっています。

施策：ファミリー・サポート・センター事業 P.49

地域の子育て支援事業の利用状況について

◇就学前児童の地域子育て支援拠点事業の利用状況について、「利用していない」が 72.6%となっており、今後の利用希望については「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の 45.9%が最も高くなっています。

施策：地域子育て支援拠点事業 P.50

長期休暇期間中の教育・保育サービスの利用希望（こども園利用者）について

◇夏休みや冬休みなどの長期休暇期間中の教育・保育サービスの利用希望については「ほぼ毎週利用したい」が 87.5%となっています。

施策：村全域の教育・保育の量の見込と確保内容 P.40

平日の放課後の過ごし方（現状と希望）について

◇子どもが低学年の際の放課後の過ごし方については、就学前児童集計結果では、くにかみ児童クラブ（81.8%）や習い事（27.3%）を希望するが多くなっていますが、小学生集計結果では子どもの放課後の過ごし方について、自宅（64.8%）、習い事（47.4%）が現状となっており、希望があってもくにかみ児童クラブに入れないと考えられるため、小学生の放課後の居場所の確保が必要と思われます。

施策：放課後児童クラブ（学童保育） P.50

新・放課後子ども総合プランに係る事項 P.51

子どもの居場所の運営支援事業 P.54

子育ての環境整備で重要だと思うものについて

◇就学前児童集計結果・小学生集計結果共に「公園などの子どもの遊び場の充実（63.7%・52.6%）」が1位を占めています。続いて「地域における居場所の充実（36.7%）」、「待機児童対策の充実（38.5%）」となっています。

施策：一時預かり事業（一般型）、ファミリー・サポート・センター事業 P.49

子どもの居場所の運営支援事業 P.54

保護者の現在の困り事について

◇就学前児童集計結果・小学生集計結果共に「子どもの将来・進路について（50.0%・31.1%）」「家計の経済状況について（45.4%・36.3%）」が最も多くなっています。他に「子育てについて（18.9%・27.4%）」「子どもの発達について（13.8%・12.6%）」があり、小学生集計結果では「保護者自身の将来について（14.8%）」が高くみられました。

施策：子どもを産み育てやすい地域環境の創造 P.51

支援を必要とする世帯などへのきめ細やかな取組の推進 P.53～55

自由意見

①就学前児童集計結果

◇子どもがのびのびと遊べる場所や遊具を作って欲しいという意見が多くみられました。

◇保育については、待機の心配がなく、預けられるようにして欲しい。保育時間を追加料金なく延ばして欲しい。弁当会のあり方について意見がありました。

◇生活においては、経済的に苦しいこと、就労先が少ないことなどが挙げられています。

施策：延長保育事業 P.47

一時預かり事業（一般型）、ファミリー・サポート・センター事業 P.49

支援を必要とする世帯などへのきめ細やかな取組の推進 P.53～55

②小学生児童集計結果

◇放課後の子どもの居場所の充実について、学習塾、スマイル☆キッズルーム、図書館、スポーツに取り組める場所など意見が多く出ていました。

◇学力に対する意見、地域との連携した子育て、子育てに関する経済的負担が大きい等の意見がありました。

施策：保育・教育における環境等の整備 P.42～43

放課後児童クラブ（学童保育） P.50

新・放課後子ども総合プランに係る事項 P.51

支援を必要とする世帯などへのきめ細やかな取組の推進 P.53～55

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画は村の上位計画である「第4次国頭村総合計画・基本計画」で、基本目標を①自然を愛し活かした、豊かで活力ある村づくり、②花と緑に包まれた、優しい美ら村づくり、③きまりを守り、快適ですみよい村づくり、④夢と希望を育む、教育・文化の光る村づくり、⑤水とエネルギーに感謝し、資源を大切にする村づくり、⑥うるおいとやすらぎのある、健康で安全な村づくり、を挙げており、本村が目指すべき将来像として、『森と水とやすらぎの里 “くにがみ”』を掲げています。

また、前回の「国頭村子ども・子育て支援事業計画」の一部を継承することを踏まえ、本計画の基本理念は前回の「国頭村子ども・子育て支援事業計画」と同じく、次のように定めます。

自然の中で、子どもと親が笑顔で暮らせる里 “くにがみ”

2 計画策定における基本的な視点

①子どもの視点

次代を担う子どもの幸せを第一に考え、「子どもの最善の利益」が最大限に尊重されるように配慮し、子どもの視点に立った取組を推進します。

②子どもを育成する長期的な視点

子どもは未来を担う存在であり、子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは重要なものです。そのため、子どもの成長を発達段階に応じて切れ目なく支援することを推進します。

③地域社会全体による全ての子どもと家庭に対する支援の視点

子どもたちの支援に当たって、父母及びその他の保護者の子育て活動と仕事の支援のみならず、子育てに対する負担感や孤立化などの問題を踏まえ、広い観点から推進します。

また、子育て支援については保護者が第一義的責任を前提としつつ、国及び地方公共団体はもとより、企業や地域社会を含めた地域社会全体で協力した取組を推進します。

「児童の権利に関する条約」にうたわれているように、子どもの人権の尊重と最善の利益を主として考え、障がい、疾病、貧困及び虐待をはじめとするさまざまな理由により社会的支援を要する児童や家族を含め、広く「全ての子どもと家庭」への支援という視点から、多様なニーズに対応した取組を進めます。

④地域特性の重視と地域社会資源の効果的な活用の視点

都市部と農山漁村の人口構造や産業構造、さらには社会資源の状態など地域の特性はさまざまであり、ニーズや必要とされる支援策も異なるため、本村の地域特性を踏まえた主体的な取組を推進します。

さらに、本村の各種公共施設の活用をはじめ民生委員や児童委員等の関係機関及び各種民間団体等の地域人材の協力体制の確立とともに、自然環境や伝統文化等の社会資源の効果的な活用の取組を推進します。

3 計画の基本目標

(1) 基本目標の考え方

本計画は、前計画である「国頭村子ども・子育て支援事業計画」における取組の評価に加え、本村の基礎統計、ニーズ調査における分析結果を勘案します。

さらに、「基本理念」「基本的視点」に基づき、本計画の推進により課題解決のため取り組むべき分野及び目指すべき目標を示すものとして、「基本目標」を次のように定めます。

基本目標1 教育・保育・子育ての充実

平等な教育・保育サービス提供体制の整備や質の向上を推進します。

基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

子どもを安心して産み育てることができる環境づくりを推進します。

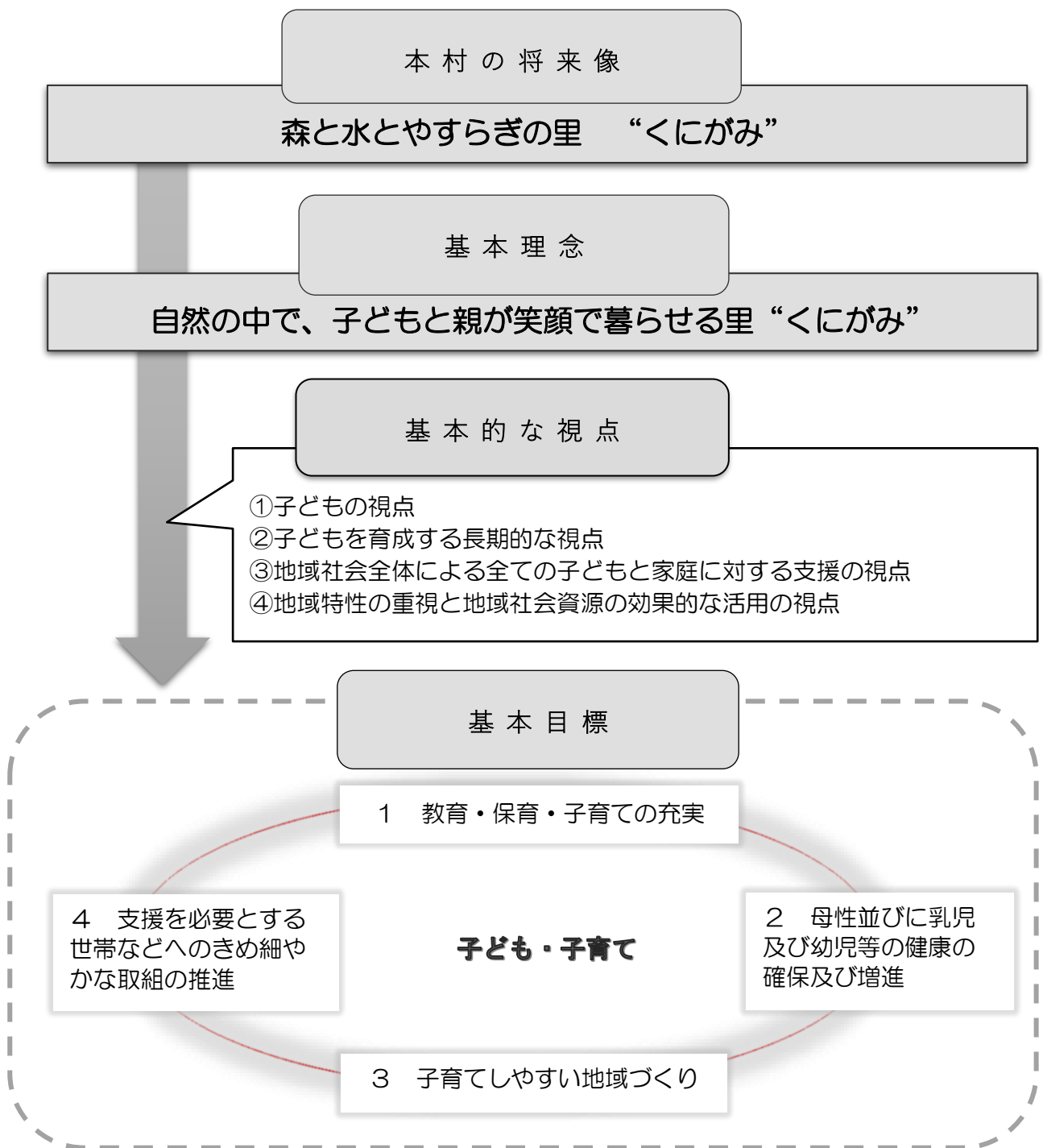
基本目標3 子育てしやすい地域づくり

親子が安全に安心して暮らせる生活環境の整備を推進します。

基本目標4 支援を必要とする世帯などへのきめ細やかな取組の推進

支援を必要とする子育て世帯へきめ細やかな支援体制の整備を推進します。

(2) 施策の体系



第4章 施策の展開に向けて

1 計画の推進体制

子ども・子育て支援は、行政だけで進められるものではなく、家庭や学校をはじめ、地域住民、企業、事業所などが連携しながら推進していく必要があります。

また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に反映します。新たな課題についても、積極的に取り組んでいきます。

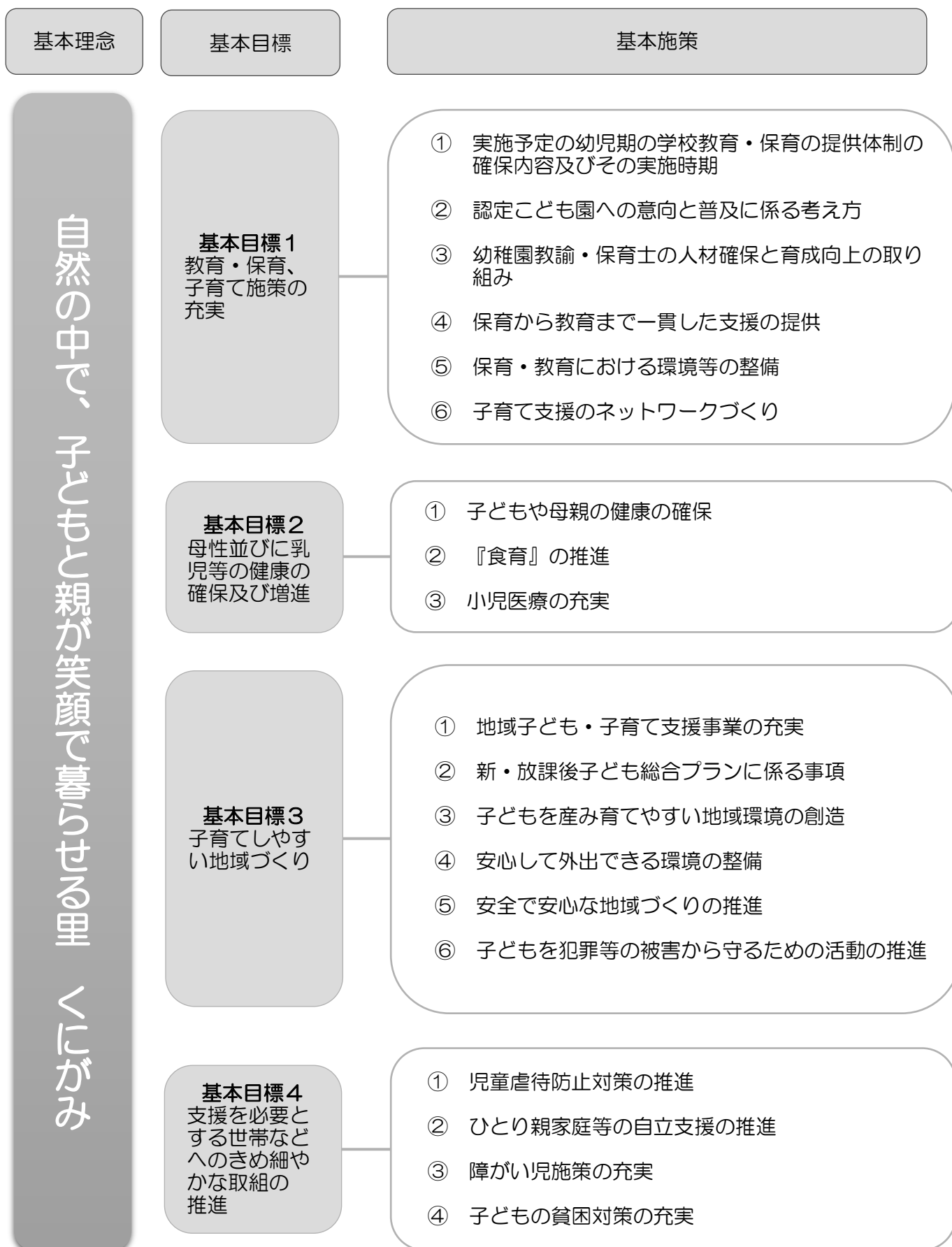
「国頭村子ども・子育て会議」においても、各年度の計画の進捗状況を把握し、事業の充実や見直しについての協議を行い、効果的な進行管理に努めていきます。

2 住民参加と情報発信

計画の目標を達成するために、住民一人ひとりが子ども・子育て支援の重要性を認識し、取り組んでいくことが重要です。

そのため、ホームページなどの広報媒体の活用により、本計画の実施状況に係る情報を周知し、広く住民の理解と協力を得ながら計画を推進します。

3 施策の体系図



4 施策の展開

基本目標 1 教育・保育、子育て施策の充実

①実施予定の幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期

◆区域設定◆

内閣府は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項として、教育・保育提供区域の作成を必須事項として記載しています。

区域設定の考え方としては、次のとおりとなっております。

『市町村は、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定。※小学校区、中学校区、行政区などを想定。』

本村は教育（こども園）、保育（保育所・こども園）、地域子ども・子育て支援事業共に区域設定はなく、全域となっております。

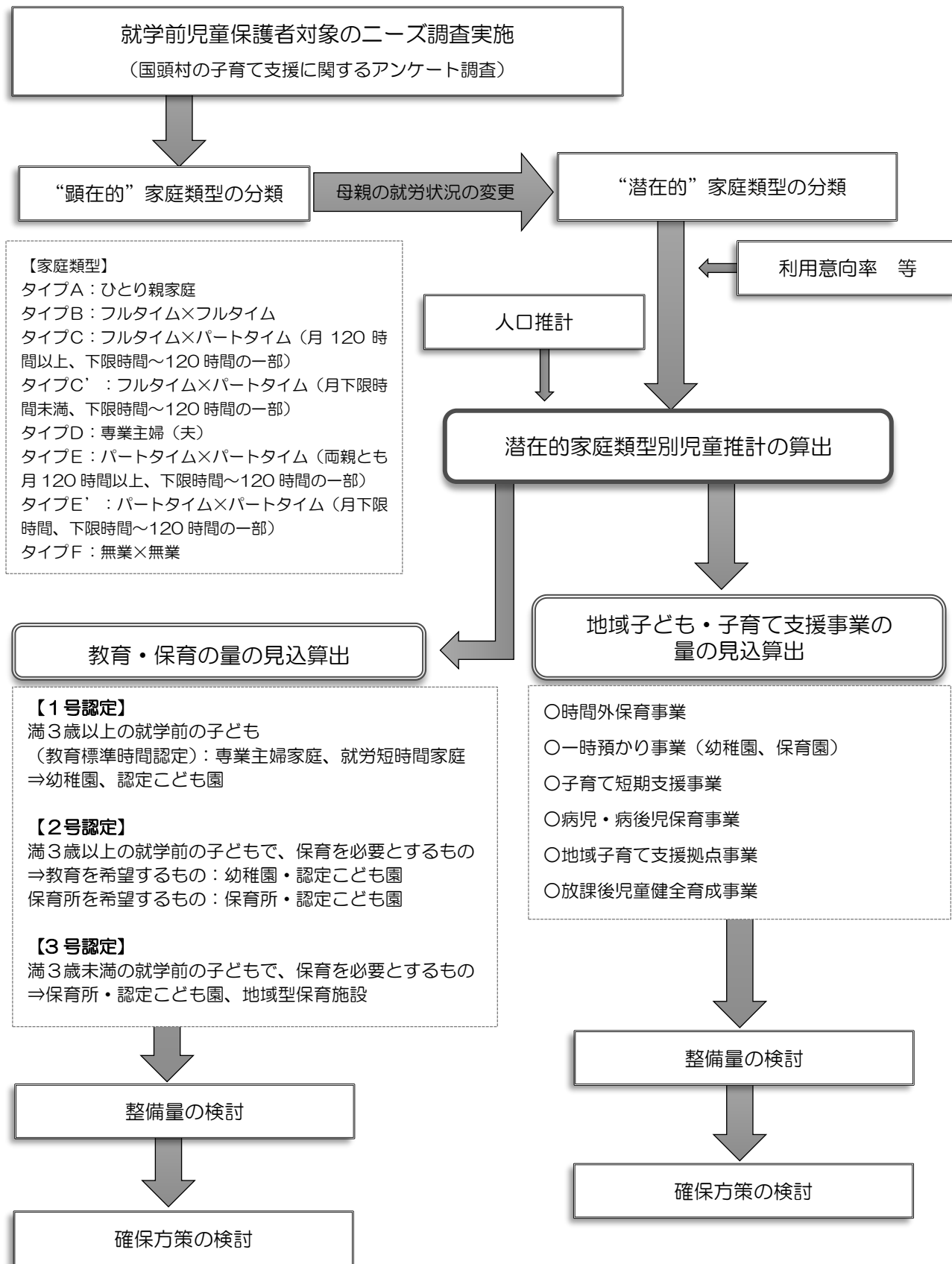
上記の考え方を踏まえ、本村を1行政区単位と捉えます。

◆量の見込推計方法◆

平成 26 年 1 月に内閣府が提示しました「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」や「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版）」を参考に算出を行いました。

算出手順としては、平成 31 年 2 月に実施しました「国頭村 子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果から対象となる子どもの父母の有無、就労状況から「家庭類型」を求め、さらに、母親の将来の働き方の変更から「潜在的家庭類型」を求めました。この潜在的家庭類型と人口推計、今後の利用意向率を用いて、量の見込を算出しました。

図表 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込算出手順のフロー図



■確保内容

村立認定こども園で1号認定、2号認定、3号認定の子どもの確保を行います。楚洲へき地保育所で2号認定、3号認定の子どもの確保を行います。

今後、待機児童の対応について一時預かり事業の実施を検討及び、4月時点のクラスの配置人数を考慮しながら受け入れをしていきます。

図表 村全域の教育・保育の量の見込と確保内容（令和2年度～令和6年度）

【単位】人

		令和2年度					令和3年度				
		3号認定		2号認定		1号認定	3号認定		2号認定		1号認定
		0歳	1・2歳	保育	教育	教育	0歳	1・2歳	保育	教育	教育
①量の見込		18	59	103	0	13	18	62	104	0	13
②確保の内容	教育・保育施設	18	60	127	0	9	18	60	127	0	9
	地域型施設	-	10	-	-	-	-	10	-	-	-
	企業主導型保育施設の地域枠	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
差引き ②-①		0	11	24	0	▲4	0	8	23	0	▲4

「▲」はマイナスを示しています。

		令和4年度					令和5年度				
		3号認定		2号認定		1号認定	3号認定		2号認定		1号認定
		0歳	1・2歳	保育	教育	教育	0歳	1・2歳	保育	教育	教育
①量の見込		18	65	105	0	13	18	67	109	0	13
②確保の内容	教育・保育施設	18	60	127	0	9	18	60	127	0	9
	地域型施設	-	10	-	-	-	-	10	-	-	-
	企業主導型保育施設の地域枠	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
差引き ②-①		0	5	22	0	▲4	0	3	18	0	▲4

		令和6年度				
		3号認定		2号認定		1号認定
		0歳	1・2歳	保育	教育	教育
①量の見込		18	69	113	0	14
②確保の内容	教育・保育施設	18	60	127	0	9
	地域型施設	-	10	-	-	-
	企業主導型保育施設の地域枠	-	-	-	-	-
差引き ②-①		0	1	14	0	▲5

【幼児教育・保育無償化への対応】

令和元年10月より実施された幼児教育・保育無償化は、幼児教育・保育の重要性や負担軽減を図る少子化対策の観点から実施される取組であり、この円滑な実施に努めます。

施設種別		対象となる子ども	内容
幼稚園		3～5歳	新制度に移行している幼稚園は月額上限 2.57 万円として、利用料が無償化されます。
認可保育園 認定こども園 地域型保育 企業主導型保育事業		0～5歳	0～2歳は住民税非課税世帯を対象とし、3歳以上は全ての子どもの利用料が無償化されます。
施設等利用給付	子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園	3～5歳	新制度の幼稚園における利用者負担額を上限として無償化されます。
	特別支援学校の幼稚部	3～5歳	3～5歳の就学前の障がい児の発達支援（いわゆる障がい児通園施設）を利用する子どもたちについて、利用料が無償化されます。
	認可外（無認可）保育園	0～5歳	保育の必要性があると認定された3～5歳を対象として、認可保育所における保育料の全国平均額までの利用料が無償化され、0～2歳については、住民税非課税世帯を対象として、月額 4.2 万円までの利用料が無償化されます。
	預かり保育事業	3～5歳	保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園や認定こども園の利用料に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額 3.7 万円）と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月 1.13 万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。
	一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業	0～5歳	特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）又は特定地域型保育事業を利用できていない方で保育の必要性がある場合は、保育所等の利用者との公平性の観点から、施設等利用給付第2・3号認定を受けることにより、認可保育所における保育料の全国平均額（3～5歳までの場合、月額 3.7 万円）まで認可外保育施設等の利用と併せて、施設等利用給付を受けることができます。

②認定こども園への移行と普及に係る考え方

くにがみこども園が開園したことにより移行が完了しました。

【担当課：教育委員会】

③保育教諭・保育士の人材確保と育成向上の取組（基本的な考え方）

村内の教育・保育施設及び地域型保育事業所等において事業に従事している保育教諭、保育士をはじめ、人材確保及び育成向上へ取り組みます。

人材確保のために賃金の確保を行い、保育士合同就職説明会への参加や求人募集の案内を行っていきます。

また、保育者には研修への参加を積極的に促し、質の高い教育・保育を提供するため、「沖縄県保育者育成指標モデル」を取り入れ、保育者としての素養を深め、教育・保育の実践を通して育成向上を行います。

【担当課：教育委員会】

④保育から教育まで一貫した支援の提供

教育・保育の連続性・一貫性のため、「国頭村教育大綱」のもとで、保育所・幼保連携型認定こども園・小学校・関係機関などの一層の連携整備を行うとともに、情報の共有化を図ります。

【担当課：教育委員会】

⑤保育・教育における環境等の整備

a.きめ細やかな学習指導促進事業

事業内容	本事業は、「読み、書き、計算」など各教科の基礎的及び基本的な知識や技能を確実に習得させるとともに、問題解決的な学習や体験的な学習、習熟程度に応じた指導など学習形態の工夫による「子ども一人ひとりに応じた、きめ細やかな指導の充実」の推進に努めることを目的に実施します。 本村としては中学生を対象に無料塾を開設します。
担当課	教育委員会

b.教師の授業改善促進事業

事業内容	本事業は、全国学力及び学習状況調査や沖縄県学力到達度調査の結果などを踏まえ、教師の授業力向上を目指し、授業改善強化を推進することを目的に実施します。
担当課	教育委員会

c.学校・家庭・地域と連携した学習指導促進事業

事業内容	本事業は、児童生徒の基礎学力の向上のために、学校・家庭・地域の3者が連携協力し、児童生徒の「確かな学力の定着」を推進することを目的に実施します。
担当課	教育委員会

d.地域の教材や人材の活用による教育活動活性化事業

事業内容	本事業は、地域の教材や人材を活用し、学校教育の効果を高めるとともに、自分の地域や郷土に誇りを持つ児童生徒の育成を推進することを目的に実施します。
担当課	教育委員会

e.道徳教育の充実

事業内容	本事業は、命の大切さや思いやりの心、善悪の判断や公共心などの規範意識、正義感や公正・不平を重んじる心、美しいものに感動する豊かな感性、自立心、自己抑制力、共存の心など「豊かな心」について、教育活動全体を通じて育成することを目的に実施します。
担当課	教育委員会

f.専門家による相談体制の強化事業

事業内容	本事業は、教育相談員とスクールソーシャルワーカーを活用し、関係課や学校と連携して児童・生徒・保護者の相談業務を行います。また、月に1度臨床心理士による学校巡回相談なども行い、児童生徒の適切な指導支援の充実を図ります。
担当課	教育委員会

g.学校・地域社会と連携しての健康教育促進事業

事業内容	本事業は、生涯を通じて自らの健康をコントロールし、保持増進していく資質や能力を育成するため、保健、安全及び食に関する指導を教育活動全体を通じて行うことを目的に実施します。
担当課	教育委員会

h.体育・スポーツ活動の促進事業

事業内容	本事業は、学校と地域との連携を深めるとともに、地域の優れたスポーツ指導者のもとで学校における体育的活動などの充実を図ることを目的に実施します。 また、本村ではスポーツ推進委員を設定しており、本事業に沿ったイベントの企画・運営を行っていきます。
担当課	教育委員会

i.開かれた学校づくりへの取組事業

事業内容	本事業は、開かれた学校づくりを図るため、保護者や地域の人々に授業等を公開する機会（授業参観等）を計画的に実施することを目的に実施します。
担当課	教育委員会

⑥子育て支援のネットワークづくり

a.子育て支援のための講演会開催事業

事業内容	本事業では、子育てをしている方や地域住民などを対象に、子育て支援を目的とした講演会を毎年、開催していきます。併せて各種、子育て支援サービス等の周知、情報提供を行うことにより、地域のネットワーク形成を推進しています。
担当課	福祉課

b.ペアレント・プログラムの実施

事業内容	ペアレント・プログラムは、育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者など、支援者が効果的に支援できるよう設定されたグループプログラムです。プログラムでは、子どもの行動の見方を工夫し、褒めるポイントの見つけ方を学びます。
担当課	福祉課

基本目標２ 母子並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

①子どもや母親の健康の確保

a.妊婦健康診査事業の充実

事業内容	本事業は、母子保健法第8条の2、第13条に基づき、妊娠中の健康管理と病気の早期発見、並びに必要に応じて適切な治療や指導を受け、親子共に妊娠期を健やかに過ごすことを目的に実施します。
担当課	福祉課

b.乳幼児一般健康診査事業の充実

事業内容	本事業は、母子保健法第8条の2、第12条、第13条に基づき、乳幼児の身体発育及び精神発達のチェック、病気の早期発見、保護者も含めた心理的な問題や育児に関するさまざまな相談に応じるなど、乳幼児期を健やかに過ごすことを目的に実施します。 また、健診と併せて巡回支援専門員整備事業を実施し、子どもの育ちについて相談・支援を行います。
担当課	福祉課

c.乳幼児歯科検診の充実

事業内容	本事業は、母子保健法第13条に基づき、虫歯予防に対する認識を早期から高めるとともに、「むし歯ゼロ」を目指し、生活習慣の中で親子が実践できる虫歯予防の指導を乳幼児健診のない2～3歳児に対し行います。
担当課	福祉課

d.予防接種率の向上

事業内容	本事業は、予防接種法第3条に基づき、予防接種を行うことにより、免疫を高め感染症を予防し、乳幼児期を健やかに過ごすことを目的に実施し、定期予防接種の助成も行っています。
担当課	福祉課

e.妊産婦・新生児訪問指導事業の推進

事業内容	本事業は、母子保健法第11条、第13条に基づいて、母乳栄養を勧め、その確立を図るとともに、清潔・保温・感染防止等の生活指導を行うことを目的に実施します。 また、必要な場合は、養育支援訪問事業などのサービスとつなげます。
担当課	福祉課

f.こんにちは赤ちゃん事業

事業内容	本事業は、児童福祉法第21条の9により全戸訪問事業として位置づけられており、子育てに関する情報提供並びに、その保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行うことを目的に実施します。 また、継続的な支援が必要と判断した家庭については養育支援訪問事業につなげます。
担当課	福祉課

②『食育』の推進

a.離乳食実習事業

事業内容	本事業は、3か月～1歳未満の乳児の保護者を対象に、月齢に応じた離乳食のすすめ方や栄養及び調理を学ぶことを目的に実施します。
担当課	福祉課

b.学校・地域社会と連携しての健康教育推進事業

事業内容	本事業は、自らの健康をコントロールするとともに保持増進していく資質や能力を育成するため、保健や安全及び食に関する指導などについて教育活動全体を通じて行うことを目的に実施します。
担当課	教育委員会

③小児医療の充実

a.子ども医療費助成事業の推進

事業内容	本事業は、乳幼児から高校生(18歳到達後最初の3月31日)までの外来・入院(食事代も含む)などにかかる医療費の一部を助成することにより、病気の早期発見、早期治療を促進し、健康の保持増進を図ることを目的に実施します。
担当課	福祉課

b.未熟児養育医療給付

事業内容	母子保健法第20条に基づき、身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児が指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費にて負担する制度です。 医療費は世帯の所得課税額等に応じて、一部自己負担金が生じます。
担当課	福祉課

基本目標3 子育てしやすい地域づくり

①地域・子ども子育て支援事業の充実

地域子ども・子育て支援事業の実施に当たっては、妊娠期・出産から切れ目ない支援に配慮することが重要であり、母子保健関連施策との連携の確保が必要となってきます。

a.利用者支援事業

事業内容	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
現状	実施なし
方針	子育て世代包括支援センターのあり方について検討していきます。
担当課	福祉課

【基本型・特定型】

利用者支援専門員を配置し、地域子育て支援拠点等の身近な場所で、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等を把握し、子育て支援に関する情報の収集・提供や保育所等の利用に当たっての助言・支援を行います。

また、窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行います。

【単位】か所

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込 ①	0	0	0	0	0
確保の内容 ②	0	0	0	0	0
差引き ②－①	0	0	0	0	0

【母子保健型】

保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からのさまざまな相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行います。

【単位】か所

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込 ①	0	1	1	1	1
確保の内容 ②	0	1	1	1	1
差引き ②－①	0	0	0	0	0

b.延長保育事業

事業内容	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。
現状	くにながみこども園で実施します。 実施時間は午後6時15分～午後7時15分
方針	今後もこども園で継続実施します。
担当課	教育委員会

【単位】人

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込 ①	44	45	46	48	49
確保の内容 ②	44	45	46	48	49
差引き ②－①	0	0	0	0	0

c.妊婦健康診査【再掲】

事業内容	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中、必要に応じて医学的検査を実施する事業です。
現状	妊娠健康診査受診票(母子健康手帳綴り込み)を交付し、妊娠初期から出産まで、14回の健診を実施します。
方針	継続して実施します。
担当課	福祉課

【単位】人回

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込 ①	518	532	560	560	560
確保の内容 ②	・実施場所：沖縄県内の医師会加入医療機関の施設 ・検査項目：国の定める基準による ・実施時期：通年				

d.乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）【再掲】

事業内容	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
現状	生後2か月頃までには訪問を行っています。なお、本事業で継続的な支援が必要と判断された家庭については、養育支援訪問事業による継続的な支援を実施します。
方針	継続して実施します。
担当課	福祉課

【単位】人

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込 ①	37	38	40	40	40
確保の内容 ②	・実施体制：保健師3人 ・利用料：無料				

e.養育支援訪問事業

事業内容	養育支援が特に必要な家庭に対して、訪問による支援を実施することにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
現状	子育てヘルパーや保健師による訪問にて、育児・家事支援や相談支援を行います。
方針	継続して実施します。
担当課	福祉課

【単位】人

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込 ①	5	5	5	5	5
確保の内容 ②	5	5	5	5	5
差引き ②－①	0	0	0	0	0

f-1.一時預かり事業（こども園における預かり保育事業）

事業内容	こども園の1号認定の園児が、家庭において一時的に保育が困難となった時に利用できる事業です。【地域子ども・子育て支援事業の一時預かり事業（幼稚園型）】
現状	こども園で一時預かり事業を実施します。
方針	継続して実施します。
担当課	教育委員会

【単位】人日

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込 ①	141	143	144	149	155
確保の内容 ②	141	143	144	149	155
差引き ②－①	0	0	0	0	0

f-2.一時預かり事業（一般型）

事業内容	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を認定こども園・幼稚園・保育所等で一時的に預かる事業です。
現状	実施なし
方針	待機児童の受け入れ先として検討します。
担当課	福祉課／教育委員会

【単位】人日

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込 ①		2,524	2,593	2,674	2,752	2,828
確保の内容 ②	保育所	500	500	500	500	500
	ファミサポ	2,024	2,093	2,174	2,252	2,328
差引き ②－①		0	0	0	0	0

g.ファミリー・サポート・センター事業

事業内容	乳児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
現状	国頭村・大宜味村・東村・今帰仁村・本部町・宜野座村・金武町・恩納村・伊江村の9町村広域事業として「やんばる町村ファミリーサポートセンター」を運営します。 ひとり親世帯と非課税世帯には助成を行います（沖縄県子どもの貧困対策補助金活用）。
方針	サポーター養成講座を開催し、サポーターを増やす取組を行います。
担当課	福祉課

【単位】人日

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込 ①		147	150	152	154	158
確保の内容 ②		147	150	152	154	158
差引き ②－①		0	0	0	0	0

h.子育て短期支援事業

事業内容	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。
現状	実施なし
方針	－
担当課	－

i. 病児・病後児保育事業

事業内容	病児・病後児保育事業は、児童が発熱等の急な病気となった場合、病院や保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を提供する事業です。
現状	実施なし
方針	ファミリー・サポート・センターに事業の支援を依頼していきます。
担当課	福祉課／教育委員会

【単位】人日

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込 ①	253	259	267	275	283
確保の内容 ②	253	259	267	275	283
差引き ②－①	0	0	0	0	0

j. 地域子育て支援拠点事業

事業内容	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
現状	「ゆっくいな」を活用します。
方針	今後は「ゆっくいな」施設内で小規模な一時預かり事業を行い乳幼児の一時的な預かりにも対応していきます。
担当課	教育委員会

【単位】か所

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込 ①	1	1	1	1	1
確保の内容 ②	1	1	1	1	1

k. 放課後児童クラブ（学童保育）

事業内容	保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
現状	放課後児童健全育成事業をくにながみ児童クラブにて行います。
方針	支援単位を増やす、新規事業所の立ち上げを推進するなど検討します。また、運営体制について、法人化も視野に入れて検討していきます。
担当課	教育委員会

【単位】人

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込 ①	低学年	45	46	46	47	47
	高学年	16	16	16	16	17
確保の内容 ②		50	50	90	90	90
差引き ②－①		▲11	▲12	28	27	26

1.実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
現状	実施なし
方針	実施に向けて整備を行います。
担当課	教育委員会

②新・放課後子ども総合プランに係る事項

事業内容	「放課後子ども総合プラン」は、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めるための事業です。
現状	放課後児童クラブを中心に行っています。
方針	○新・放課後子ども総合プランに沿って、小学校に就学している全ての児童が、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう努めます。 ○放課後児童クラブ及び地区住民等の協力を得ながら、学習や体験・交流活動などを、小学校を利用して、実施します。 ○放課後児童クラブなどの事業に関しては、教育部局と福祉部局で連携して実施していきます。 ○放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型に向けた検討を行います。
担当課	教育委員会

③子どもを産み育てやすい地域環境の創造

a.出産祝金の支給

事業内容	お子さんを出産されたご家庭に対して、出産祝金を支給します。 (第一子：5万円、第二子：10万円、第三子：20万円)
担当課	福祉課

b.乳幼児から高校生までの医療費無料化

事業内容	乳幼児から高校生のお子さんがある家庭に対して、外来・入院(食事代も含む)などにかかる医療費の助成を行います。
担当課	福祉課

c.不妊治療費助成事業

事業内容	不妊治療を受けている夫婦に対し、その医療費の一部を助成することにより、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを推進するとともに、その経済的負担を軽減し少子化対策の充実を図ります。 不妊治療の助成は、「特定不妊治療費」「一般不妊治療費」「不妊治療に係る交通費」の3種類があります。
担当課	福祉課

d.第3子以降の給食費無料化

事業内容	お子さんが3人以上いる家庭に対して、第3子以降の小学生、中学生の間の給食費の無料化を実施します。
担当課	教育委員会

e.幼児一貫教育の推進

事業内容	公立幼稚園、保育所（２か所）を幼保連携型認定こども園へ移行します。
担当課	教育委員会

④安心して外出できる環境の整備

a.バリアフリー情報提供

事業内容	バリアフリー化の施設整備状況などの情報を、提供します。
担当課	福祉課

⑤安全で安心な地域づくりの推進

a.防犯灯の設置促進事業

事業内容	本事業は、安全で良好な地域環境を確保し、地域における現在及び将来の住民の生命及び財産を保護することを目的に、村内各区と連携し防犯灯の整備を実施します。
担当課	総務課

⑥子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

a.学校と地域における子どもたちの安全を守る活動の拡充

事業内容	児童生徒を取り巻く社会環境の対策のため、学校と地域の連携のもと、子どもたちの安全を守る活動を推進します。
担当課	教育委員会

基本目標4 支援を必要とする世帯などへのきめ細やかな取組の推進

①児童虐待防止対策の推進

a.要保護児童対策地域協議会の開催

事業内容	要保護児童の適切な保護を図るため、要保護児童対策地域協議会を平成20年度に設置し、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者が、情報の交換及び適切な連携の下で支援を行います。 相談担当職員だけではなく関係機関が連携し対応をしていきます。 今後、支援体制を見直し、子ども家庭総合支援拠点のあり方についても検討を行います。
担当課	福祉課

b.家庭児童相談の充実

事業内容	家庭その他からの子どもや子育てに関するさまざまな問題についての相談に応じ、個々の子どもや家庭に効果的な援助を行うため、専門の職員を配置し、助言・指導を行います。 相談件数が増える中、児童虐待予防・防止及び家庭や子どもに寄り添った相談業務を実施するため、家庭児童相談員の充実を図るとともに関係機関との連携に努めます。 今後、支援体制を見直し、子ども家庭総合支援拠点のあり方についても検討を行います。
担当課	福祉課

②ひとり親家庭等の自立支援の推進

a.母子・父子家庭医療費助成事業

事業内容	母子及び父子家庭並びに養育者家庭に対して、その生活の安定と自立を支援し、保健の向上と福祉の増進、自立支援も含めて医療費助成事業を実施します。 自動償還を導入し、村独自で入院時の食事代も助成しています。
担当課	福祉課

b.母子父子寡婦福祉資金貸付事業

事業内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭等の経済的自立の助長等を図るため、母子家庭等の親や子どもに対し、修学資金等の全12種類の資金を無利子又は低利で貸付けを行うもの。「母子父子寡婦福祉資金貸付事業」は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づいて沖縄県の行う事業であります。市町村が窓口となっていることから、引き続き業務の推進を図ります。 今後は周知方法を工夫し、他機関と連携を図ります。
担当課	福祉課

③障がい児施策の充実

保育所（園）等や放課後児童健全育成事業における障がいのある児童の受入れを推進するとともに、各種の子育て支援事業との連携を図ります。

a.障がい者自立支援協議会子ども専門部会の設置

事業内容	国頭村障がい者自立支援協議会の子ども専門部会を中心に、主に18歳以下の子どもの障がい福祉関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者が情報の交換をし、適切な連携の下で支援を行います。 平成28年度に子どもの育ちを支える支援者向けのマニュアルとして「きづき・つながりハンドブック（国頭村）」を発行しています。
担当課	福祉課

b.巡回支援専門員整備事業

事業内容	村内の保育所・こども園・小学校・中学校・子育て支援拠点施設・集団検診の場などの子どもやその親が集まる場所へ計画的に巡回支援専門員が巡回し、子どもの育ち（発達など）について相談・支援を行います。また必要に応じて、専門知識を有するスタッフとともに連携し、専門的な相談・助言・支援等を行っていきます。
担当課	福祉課

c.小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業

事業内容	在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより小児慢性特定疾病児及び介助者の負担軽減を図ります。 世帯の所得課税額等に応じて、一部自己負担金が生じます。
担当課	福祉課

d.学校等における医療的ケア児の受入れの実施

事業内容	学校等に在籍する日常的に医療的ケアを必要とする子どもが安心して生活及び学習できる環境を整えるために、医療的ケアが実施できる人材を確保していきます。
担当課	教育委員会

④子どもの貧困対策の充実

a.子どもの貧困対策支援員の配置

事業内容	スクールソーシャルワーカーとして支援員を配置し、小中学校の巡回、福祉課や居場所等の関係機関との連携を図ります。
担当課	教育委員会

b.子どもの居場所の運営支援事業

事業内容	子どもが安心して過ごせる場所を確保し、食事の提供や生活指導、学習支援などを行います。
担当課	福祉課／教育委員会

c.子どもの貧困緊急対策地域協議会の開催

事業内容	地域の子ども及び保護者への適切な支援を図るため、関係者が連携して情報や考え方を共有し、適切な連携の下で協議を行います。
担当課	福祉課／教育委員会

d.就学援助

事業内容	経済的理由により支援を必要としている児童生徒に対し、充実した学校生活を過ごしてもらえるよう学用品などの費用を援助します。
担当課	教育委員会

e.放課後児童クラブ利用料負担軽減事業

事業内容	ひとり親家庭等に対し児童クラブに入所しやすい料金設定を行うことで、安全で安心した環境で学童保育を行います。
担当課	教育委員会

f.ファミリーサポート利用料負担軽減事業

事業内容	ひとり親家庭及び村民税非課税世帯に対し子育てサポート券を発行し、ファミリー・サポート・センターの利用促進を図ることで、仕事と育児の両立を支援し、子どもの健やかな育ちを支援します。
担当課	福祉課

g.ふれあいセンター図書室土日祝日開館事業

事業内容	ふれあいセンター図書室土日祝日開館することで、土日祝日の子どもたちが安心して過ごせる居場所を確保します。また、地域住民を活用することで、子どもたちと地域住民が触れ合う機会を持ち、「見守られている」と感じてもらうことで、子どもの自己肯定感を高めます。
担当課	教育委員会

h.職業・就労体験事業

事業内容	村内にはないさまざまな職業に触れることで自己の個性を理解するとともに、新たな勤労観、職業観を形成します。また子どもたちが村内のさまざまな仕事、人々と触れることで地域への愛着心を育て、将来の国頭村を担う人材を育てます。
担当課	教育委員会

i.さまざまな体験活動等イベントの企画事業

事業内容	さまざまな体験活動等イベントを地区で企画してもらい、子どもたちが公民館に集まりやすい環境づくりや、地域で子どもたちと楽しみ、見守る意識を向上させていきます。
担当課	教育委員会

j.特別支援教育就学奨励費の給付

事業内容	村内小学校及び中学校の特別支援学級に在籍する子どもの保護者に対し財政的負担を軽減するため、学用品などの費用を負担します。
担当課	教育委員会

k.育英会貸付事業

事業内容	経済的な理由により、就学困難な者に学資の貸付けを行います。
担当課	教育委員会

第5章 本計画の達成状況の点検及び評価

本村では、計画策定に向けて、「国頭村子ども・子育て会議」を設置しています。本会議は、学識経験者、子育て事業に従事する者、村長が必要と認める者で構成されており、子ども・子育て支援に関する施策の総合的・計画的な推進に関して、必要な事項や施策の実施状況を調査・審議する場として位置づけられています。そのため、計画策定後も子育て支援施策の実施状況を、継続的に点検・評価・見直しを行っていきます。

